

群馬県耐震改修促進計画（2026－2030）

群馬県

はじめに

群馬県では、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成19年1月に「群馬県耐震改修促進計画」を策定し、これまで2度の改定を行いながら、住宅・建築物の耐震化を促進してきました。また、災害に強く持続可能な社会の構築と県民の幸福度向上を目指す「ぐんま5つのゼロ宣言」で掲げた「自然災害による死者ゼロ」を達成するために、県土の強靱化と防災意識の向上に取り組んでいます。

第3期計画である「群馬県耐震改修促進計画（2021－2025）」では、令和7年度末までに住宅の耐震化率を95%にすることを目標として掲げ、耐震化の促進に取り組んできましたが、耐震性が不十分な住宅は、依然として県内に数多く残されており、耐震化の更なる促進が必要となっています。

一方で、近い将来高い確率で発生が予想されている首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模地震の存在に加え、熊本地震（平成28年4月）や能登半島地震（令和6年1月）のように甚大な被害をもたらした地震が全国各地で発生しており、本県においても地震対策の緊急性は一層高まっています。

こうした状況を踏まえ、地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守るため、住宅・建築物の耐震化を一層加速させるとともに、減災化を進めることが必要です。

そこで、国が「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」や県内で想定される地震の規模・被害、住宅・建築物の耐震化の現状を踏まえた目標を設定し、その達成に向けて必要な施策を推進するために、「群馬県耐震改修促進計画（2026－2030）」を策定します。

目次

I 本編

第1章 計画の概要

- 1 「群馬県耐震改修促進計画」とは …… P.1
- 2 計画の基本方針 …… P.1
- 3 計画期間 …… P.1
- 4 計画改定のポイント …… P.1
- 5 計画の位置づけ …… P.2
- 6 対象建築物 …… P.3

第2章 地震被害と耐震化を取り巻く状況

- 1 大地震からの教訓 …… P.5
- 2 耐震改修促進法の改正 …… P.6
- 3 群馬県内の活断層の分布と地震動の予測 …… P.7
- 4 群馬県内の地震被害想定 …… P.8
- 5 人口減少・高齢化の進行と住宅の耐震化 …… P.9

第3章 耐震化の現状とこれまでの取り組み

- 1 住宅における耐震化の現状とこれまでの取り組み …… P.10
- 2 多数の者が利用する建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み …… P.13
- 3 耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み …… P.15
- 4 公共建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み …… P.16
- 5 ブロック塀等の安全対策の現状とこれまでの取り組み …… P.17

第4章 耐震化の課題と目標・施策

- 1 目標設定の考え方と施策の方向性 …… P.18
- 2 住宅の耐震化に関する課題・目標・施策 …… P.19
- 3 多数の者が利用する建築物の耐震化に関する課題・目標・施策 …… P.25
- 4 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に関する課題・目標・施策 …… P.27
- 5 沿道建築物（要安全確認計画記載建築物）の耐震化に関する課題・目標・施策 …… P.28
- 6 防災拠点（要安全確認計画記載建築物）の耐震化に関する課題・目標・施策 …… P.30
- 7 公共建築物の耐震化に関する課題・施策 …… P.30
- 8 ブロック塀等の安全対策に関する課題・目標・施策 …… P.32
- 9 その他の施策 …… P.33

第5章 耐震化の促進に向けて

- 1 耐震化促進のための体制づくり …… P.34
- 2 耐震改修促進法に基づく指導等の実施 …… P.36

※ 本編の本文中「*」がある用語は資料編 資料1「用語解説」を参照

II 資料編

- 資料1 用語解説 …… P.38
- 資料2-1 特定既存耐震不適格建築物等の要件一覧表 …… P.39
- 資料2-2 要安全確認計画記載建築物の指定状況等 …… P.40
- 資料2-3 通行障害建築物の要件等 …… P.41
- 資料3 全国の住宅・建築物の耐震化の現状と目標 …… P.42

- 資料4 群馬県における過去の地震被害 …… P.43
- 資料5-1 住まいの耐震アンケート結果 …… P.44
- 資料5-2 建築物の耐震診断・耐震改修に関するアンケート結果 …… P.60
- 資料5-3 ブロック塀撤去等の補助事業に関するアンケート結果 …… P.65

第1章 計画の概要

1 「群馬県耐震改修促進計画」とは

群馬県耐震改修促進計画（以下「県計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第5条第1項に基づく法定計画で、地震による建築物の倒壊等から県民の命と財産を守るために、既存建築物の耐震改修等の促進を目的として策定するものです。

2 計画の基本方針

本計画は次の基本方針に基づき策定します。

「自然災害による死者ゼロ」* 及び「災害レジリエンス* No.1」を実現するために、住宅・建築物の耐震化と減災化の両輪により県民の「命を守り、命をつなぐ」

▶ 耐震化：耐震性が不十分な住宅・建築物の耐震性を確保するために、耐震改修や建て替え等を行うこと。

減災化：耐震性が不十分な住宅・建築物による地震被害を軽減するために、耐震性の向上や安全な空間の確保を図ること。

「*」はP.38を参照

3 計画期間

本計画の計画期間は、「令和8年度～令和12年度」までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や事業の進捗状況等を踏まえ、定期的に計画内容を検証し、必要に応じて目標などの計画内容を見直すこととします。

4 計画改定のポイント

群馬県ではこれまで、県計画に基づき住宅や建築物の耐震化を促進してきましたが、耐震性が不十分な既存建築物はまだ多く残されており、耐震化の更なる促進が必要となっています。一方で、すぐには耐震化が困難な所有者等もいるなかで、いつ起こるか分からない地震から県民の命を守るための対策が求められています。

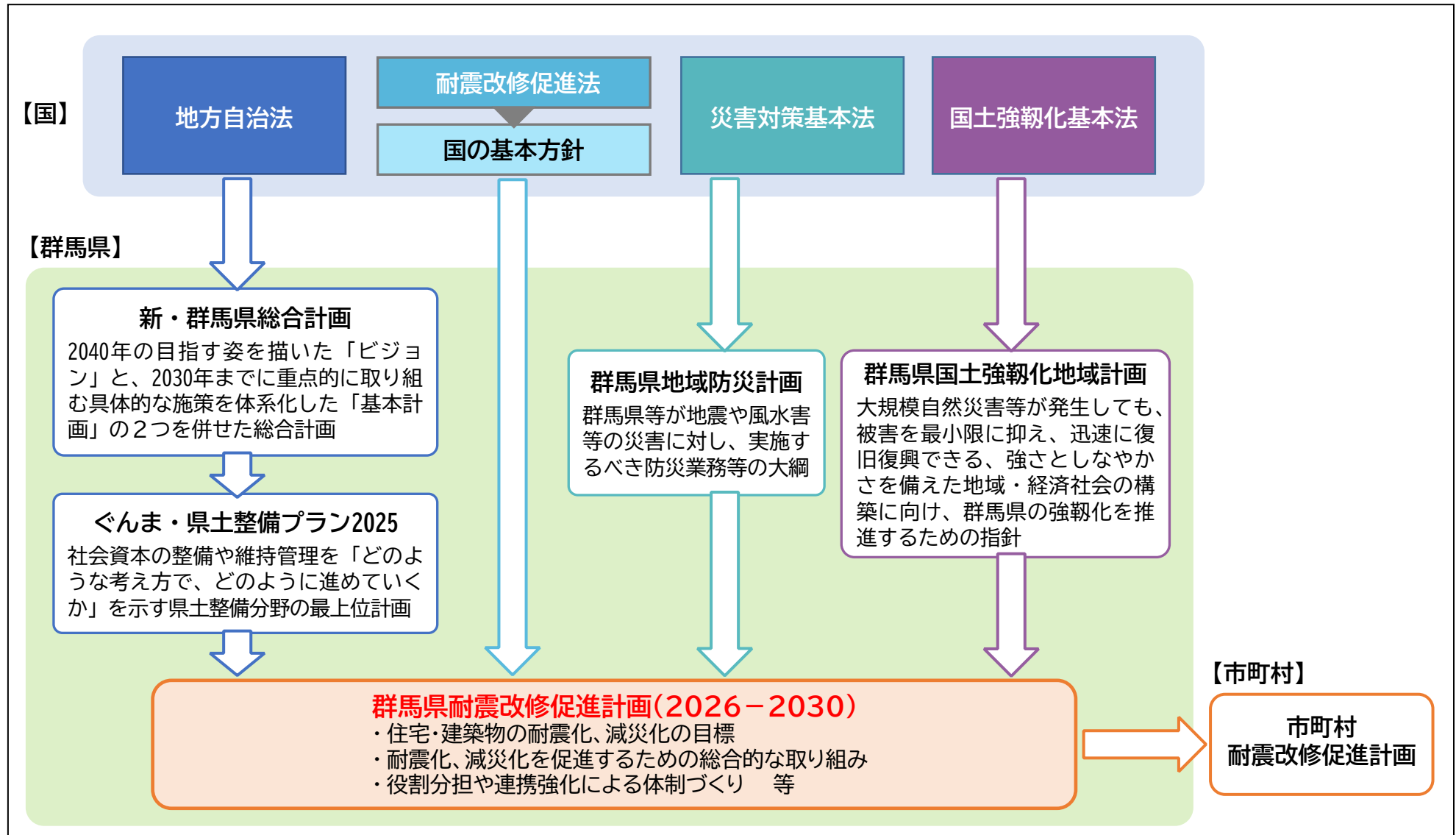
このことから、次の内容をポイントとして、本計画を策定します。

建築物の用途等にあわせて計画目標を見直したうえで、従前計画の取り組みを継承して建築物の耐震化の促進を図るとともに、減災化の促進にも重点を置いた計画とする。

5 計画の位置づけ

本計画は、耐震改修促進法及び「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）に基づき、群馬県の県政全体の基本方針である「新・群馬県総合計画」をはじめ、県土整備や防災等の各分野の関連計画と整合を図ったうえで策定します。また、県内各市町村は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、本計画を踏まえた市町村耐震改修促進計画の策定に努めるものとします。

図1-1：本計画の位置づけ



6 対象建築物

(1) 対象建築物の概要

本計画は、群馬県内における全ての「既存耐震不適格建築物」を対象とし、とりわけ表1-1に掲げる住宅及び建築物を中心に耐震対策を促進します。

既存耐震不適格建築物	1981年（昭和56年）5月31日以前に建てられた旧耐震基準*等の建築物で、建築当時の耐震基準には適合していたが、法令等の改正により現行の耐震基準に適合しなくなった建築物。
------------	--

「*」はP.38を参照

赤字：本計画内で目標と施策を記載

表1-1：本計画で積極的に耐震対策を促進する対象建築物

建築物の用途等	内 容	備 考	
① 住 宅	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）		
特定既存耐震不適格建築物	既存耐震不適格建築物のうち②～④に該当するもの （詳細は資料編 資料2-1（P.39）を参照）		
② 多数の者が利用する建築物	学校、病院、百貨店、ホテル・旅館等で多数の者が利用する一定規模以上の建築物		
③ 被災することで甚大な被害が想定される危険物等を取り扱う建築物	一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場・処理場の建築物	耐震改修促進法第14条各号に定める建築物	
④ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路（次頁の「耐震診断等促進道路」）の沿道に面する建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物		
耐震診断義務付け対象建築物			
⑤ 要緊急安全確認大規模建築物	②、③の建築物のうち、大規模なもの	耐震改修促進法附則第3条に定める建築物	
要安全確認計画 記載建築物	⑥ 沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路（次頁の「耐震診断義務付け道路」）の沿道に面する建築物であって、前面道路に対して一定の高さ以上の建築物（建築物に附属するブロック塀等※1は含まない）	・耐震改修促進法第7条各号に定める建築物
	⑦ 防災拠点	県計画で指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物	・指定状況等はP.4及びP.40を参照
⑧ 公共建築物	県有建築物、市町村有建築物		

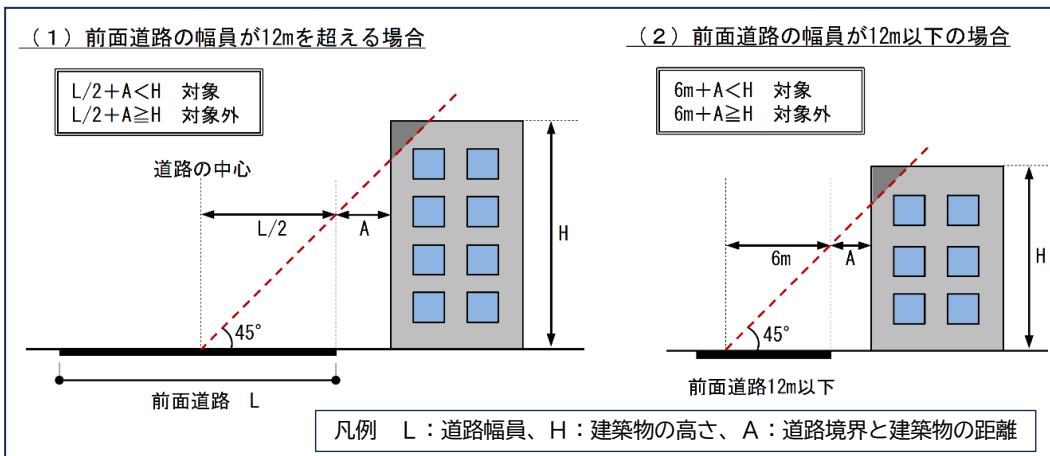
※1 組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路と耐震化すべき沿道建築物

都道府県及び市町村は、耐震改修促進計画において、地震発生時に通行を確保すべき道路（以下「避難路」という。）を指定することで、「通行障害既存耐震不適格建築物」について、耐震診断の義務付け等を行うことができます。

通行障害 既存耐震 不適格 建築物	前面道路の幅員に対し一定の高さを有する建築物（附属ブロック塀等を含む）で、地震によって倒壊した場合に道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのあるもの（以下「通行障害建築物」という。）のうち、既存耐震不適格建築物のもの。なお、避難路の指定に際し、通行障害建築物の要件を緩和することが可能で、本県では緩和規定を設けている。（詳細は資料編 資料2-3（P.41）を参照）
----------------------------	---

図1-2：通行障害建築物の対象となる要件



※附属ブロック塀等の要件は資料編 資料2-3（P.41）を参照

避難路には、①「耐震診断義務付け道路」、②「耐震診断等促進道路」があり、県計画では次のとおり指定しています。

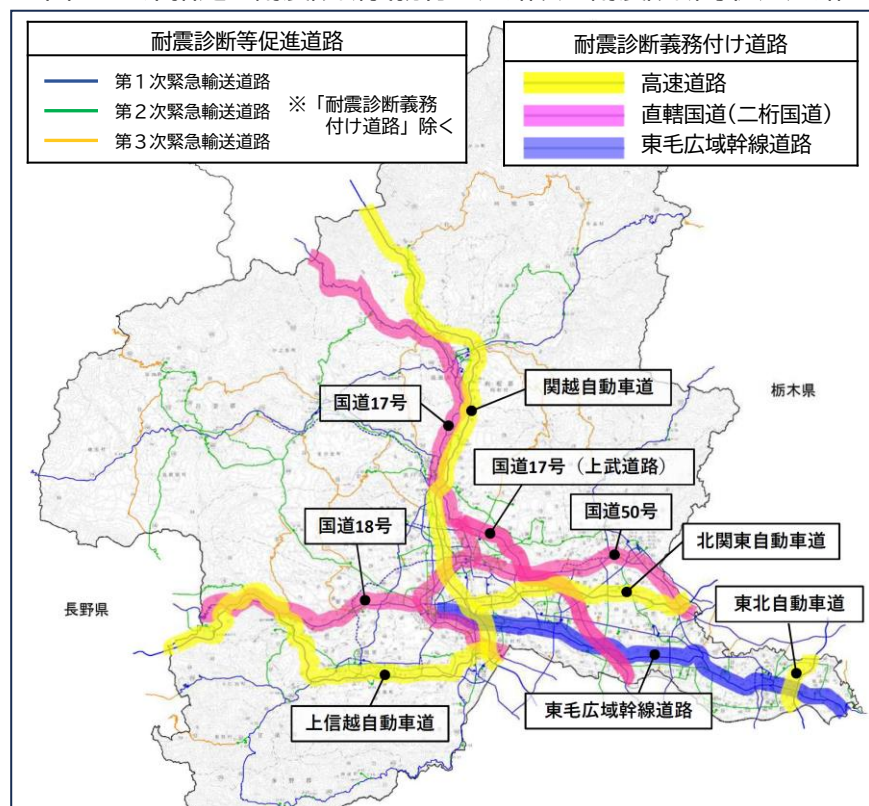
【*】はP.38を参照

① 耐震診断 義務付け 道路	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断を義務付ける避難路。 県計画では、令和2年4月に、第一次群馬県緊急輸送道路*のうち、特に重要な広域ネットワークを形成する道路（表1-2）を指定。
② 耐震診断等 促進道路	<ul style="list-style-type: none"> 耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、沿道の通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断等を促進する避難路。 県計画では、令和2年4月に、耐震診断義務付け道路を除く群馬県緊急輸送道路*を指定。

表1-2：耐震診断義務付け道路一覧（単位:km）

路線名	区間	延長
東北自動車道	県内全域	8.3
北関東自動車道	県内全域	32.7
関越自動車道	県内全域	76.3
上信越自動車道	県内全域	59.5
国道17号（上武道路含む）	県内全域	126.5
国道18号	県内全域	42.1
国道50号	県内全域	35.8
東毛広域幹線道路 （国道354号）	高崎市栄町 ～邑楽郡板倉町大字下五箇	58.8

図1-3：県指定の耐震診断義務付け道路及び耐震診断等促進道路



第2章 地震被害と耐震化を取り巻く状況

1 大地震からの教訓

「*」はP.38を参照

■ 阪神・淡路大震災(平成7年1月)

阪神・淡路大震災では、地震により6千人超の尊い命が奪われ、約25万棟に及ぶ住宅・建築物の倒壊等、甚大な被害をもたらしました。

死者の約9割は、住宅・建築物の倒壊等によるものであり、耐震性が不十分な可能性のある旧耐震基準の建築物に多くの被害が生じました。

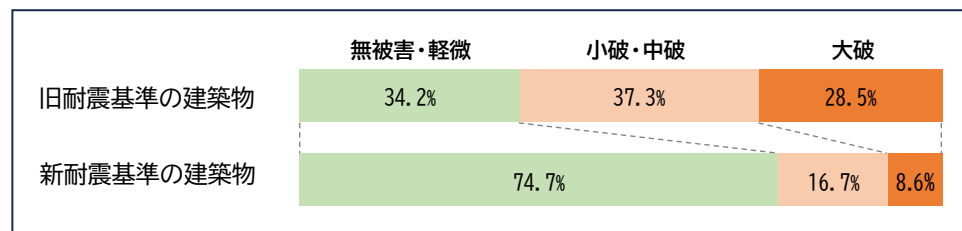
地震被害の調査によると、1981年(昭和56年)6月の建築基準法の改正によって強化された「新耐震基準」*に基づいた建築物は、倒壊に至るような大きな被害が少なかったことがわかっており、この傾向は平成16年の新潟県中越地震においても顕著でした。

表2-1：阪神・淡路大震災における直接的な死亡原因(平成7年4月現在)

地震による直接的な死亡原因	死者数(人)	割合(%)
家屋・家具類等の倒壊による圧迫死と思われるもの	4,831	87.8
焼死体(火傷死体)及びその疑いのあるもの	550	10.0
その他	121	2.2
合計	5,502	100.0

(出典:平成7年版警察白書)

図2-1：阪神・淡路大震災における建築時期による被害状況



(出典:平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告書)

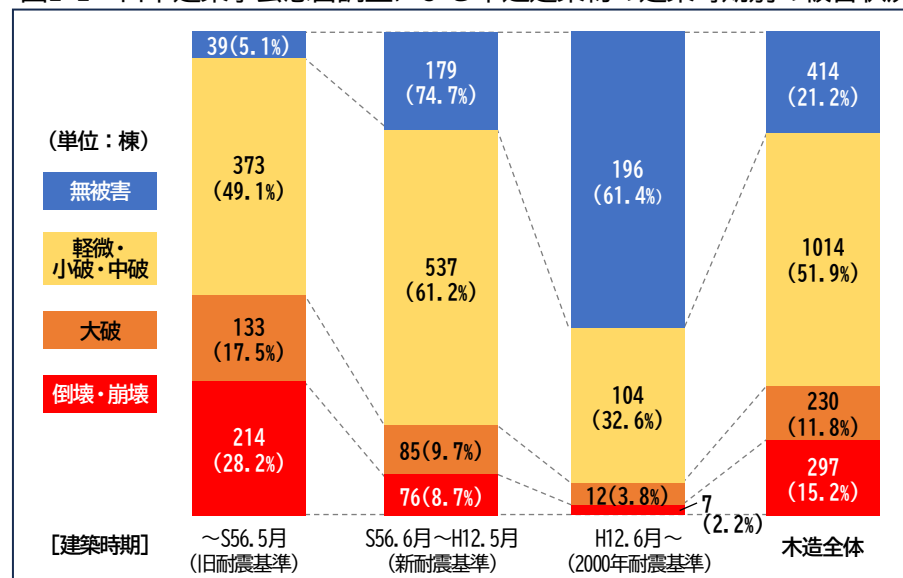
■ 熊本地震(平成28年4月)

熊本地震では2回の最大震度7を記録する地震が発生し、熊本県を中心に数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。

阪神・淡路大震災と同様に旧耐震基準の建築物に大きな被害が生じ、特に木造住宅における被害が顕著でした。(図2-2)

加えて、新耐震基準の木造建築物にも一定の被害があったことが確認されています。この原因として、柱とはり等との接合部の接合方法が不十分であったことなどが指摘されており、接合部の仕様等が明確化された2000年(平成12年)の「2000年耐震基準」*以前に建築された新耐震基準の木造建築物でも、耐震対策が必要な場合があることが地震被害によって確認されました。

図2-2：日本建築学会^{しっかい} 悉皆調査による木造建築物の建築時期別の被害状況



(出典:熊本地震における建築物被害の原因分析を行う委員会報告書)

■ 大阪府北部地震(平成30年6月)

大阪府北部地震では、大阪市北区等で最大震度6弱を観測し、地震による死者6名のうち2名は、小学校等のブロック塀の倒壊により亡くなりました。

これを受け、文部科学省は学校におけるブロック塀等の安全点検を促す通知を全国の教育委員会に発出するとともに、国土交通省は「ブロック塀等の点検のチェックポイント」を公表しました。群馬県では、安全点検のチェックポイントや点検実施について広報やホームページ等で周知しています。

■ 能登半島地震(令和6年1月)

能登半島地震は、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れを観測するとともに、数多くの建築物に倒壊などの被害をもたらしました。建築物の被害状況としては、熊本地震と同様に、旧耐震基準の建築物で被害が大きく、2000年以前の新耐震基準の木造建築物においても被害が見られました。

また、旧耐震基準で耐震改修済みの木造住宅は、耐震改修を行っていないものと比べ被害が小さかったことから、耐震改修の有効性が実証されました。

さらに、住宅の被害が大きかった地域は、住宅の耐震化率が全国値と比べて低く、耐震化が進んでいないことが被害の拡大につながったと考えられます。

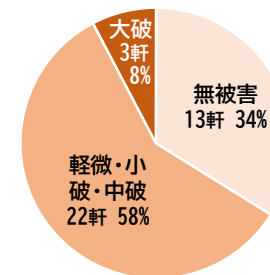
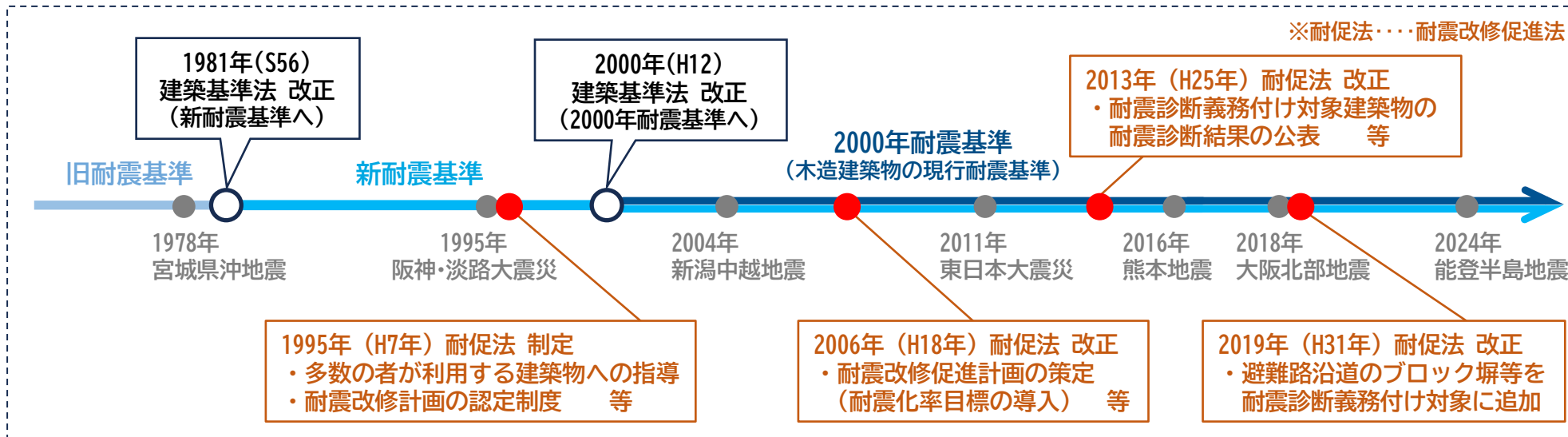


図2-3：耐震改修を行った住宅の被害状況
(令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告をもとに作成)

2 耐震改修促進法の改正

本計画の策定根拠である耐震改修促進法は、平成7年10月に公布され、その後の地震による建築物の被害や社会情勢の変化等を受けて改正されてきました。耐震改修促進法及び耐震基準に関連する建築基準法の主な改正内容は以下のとおりです。

図2-4：過去の地震と耐震改修促進法等の改正



3 群馬県内の活断層の分布と地震動の予測

国土地理院の活断層図によると、群馬県内及びその周辺には、深谷断層帯・綾瀬川断層、大久保断層、太田断層、片品川左岸断層、六日町断層帯及び長野盆地西縁断層帯などの活断層※¹が存在しています。

また、全国地震動予測地図*（2020年版）によると、県内において、今後30年の間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、県南東部の一部地域では26%以上と非常に高く、県中央部から県南東部にかけての地域では26%～6%または6%～3%と高く、その他の地域では3%～0.1%とやや高くなっています。

「*」はP.38を参照

※1 最近の地質時代に繰り返し活動している断層（岩盤や地層が地殻の力によって割れて、ずれが生じたもの）で、大きな被害をもたらす可能性のある「内陸型地震」の原因とされている。

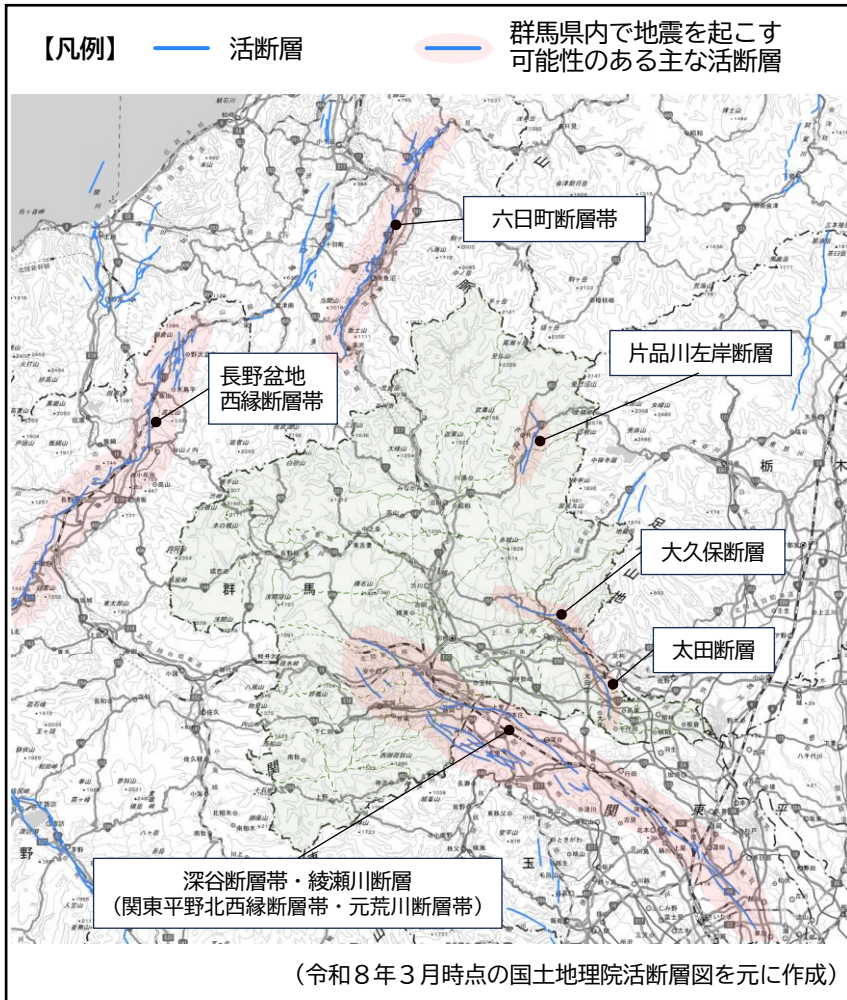


図2-5：群馬県周辺の活断層の分布

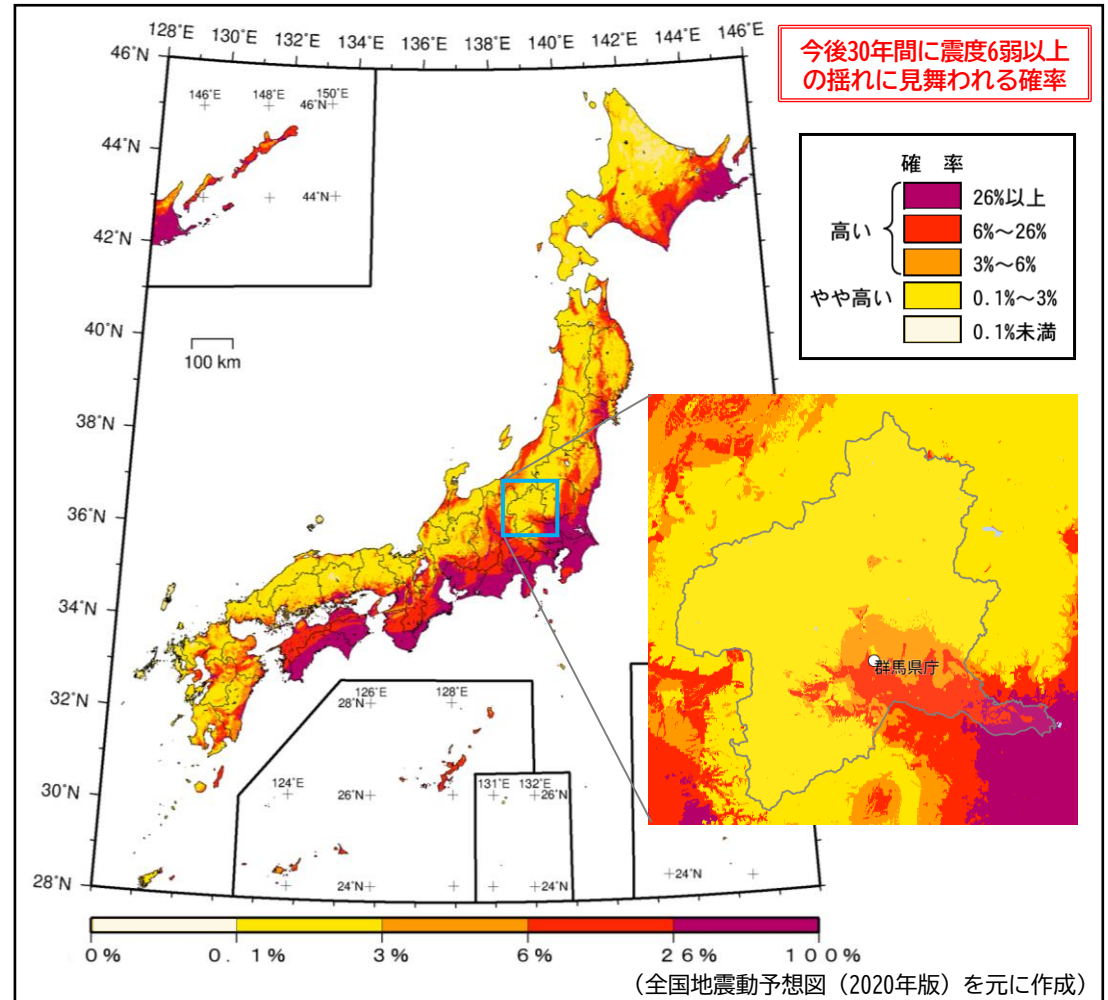


図2-6：群馬県における地震動の予測

4 群馬県内の地震被害想定

群馬県地震被害想定調査*では、群馬県に大きな被害を及ぼす可能性のある3つの地震を想定し、季節、時刻及び風速を3ケース設定して被害予測を行ったところ、「関東平野北西縁断層帯※1主部による地震」の「冬の5時」で最も大きな人的被害が想定されました。

県内の人的被害については、新潟県中越地震より多い3,000人を超える死者の発生、物的被害については、19万棟を越す建物の損壊、最大で54万人を越す避難者の発生が想定されています。

「*」はP.38を参照

※1 図2-5 (P.7) における「深谷断層帯・綾瀬川断層」

表2-2：群馬県における想定地震ごとの被害想定

項目		群馬県内の想定地震ごとの被害		
		関東平野北西縁断層帯主部による地震	太田断層による地震	片品川左岸断層による地震
地震の規模		M8.1	M7.1	M7.0
人的被害	死者(冬5時)	3,133人 (0.16%)	1,133人 (0.06%)	23人 (0.001%)
	負傷者(冬5時)	17,743人 (0.88%)	7,874人 (0.39%)	85人 (0.004%)
	避難者(冬18時)	543,589人 (27.07%)	244,864人 (12.19%)	766人 (0.04%)
建物の全壊・半壊(冬5時)		192,361棟 (16.78%)	75,048棟 (6.55%)	1,715棟 (0.15%)
物的被害	火災	出火件数(冬18時)	197件	82件
		焼失棟数(冬18時)	12,968棟 (1.13%)	4,146棟 (0.36%)

出典：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)

%数値は、下記に対する割合

- ・人口総数：2,008,068人(平成22年国勢調査による群馬県の夜間人口)
- ・建物総数：1,146,471棟(平成23年10月、固定資産税課税台帳)
- ・避難者は、最大となる地震発生1日後の人数

表2-3：近年の大地震による被害の比較

項目		近年の大地震による被害			
		阪神・淡路大震災(H7.1月)	新潟県中越地震(H16.10月)	熊本地震(H28.4月)	能登半島地震(R6.1月)
地震の規模		M7.3	M6.8	M7.3	M7.6
人的被害	死者・行方不明者	約6,400人	68人	273人	698人
	負傷者	約43,800人	約4,800人	約2,800人	約1,400人
	避難者(最大)	約32万人	約10万人	約18万人	約5.2万人
住家被害(全壊・半壊)		約249,000棟	約17,000棟	約43,000棟	約30,000棟
火災	出火件数	293件	9件	15件	17件
	焼失棟数	7,574棟	15棟	—	—

出典：「阪神・淡路大震災の被害確定について」(総務省消防庁)

「平成16年新潟県中越大震災による被害状況について(最終報)」(新潟県)

「新潟県中越地震による火災の発生状況について」(新潟県)

「熊本県熊本地方を震源とする地震(第121報)」(総務省消防庁)

「令和6年能登半島地震に係る被害状況等について(R6.1.2 7時)、(R7.12.25 12時)」(総務省消防庁)

5 人口減少・高齢化の進行と住宅の耐震化

国土交通省のデータ※1によると、令和6年能登半島地震で被害が大きかった石川県内の市町村は、人口減少率が大きく、また高齢化率が全国値に比べ高い傾向にあったことがわかっています。

群馬県において、市町村の高齢化率と住宅の耐震化率の関係性を調査すると、高齢化率が高い市町村ほど住宅の耐震化率が低い傾向にあることがわかりました。

また、高齢者は他の世代と比べて、旧耐震基準の住宅に居住している割合が高い傾向にあり、県全体の住宅の耐震化率を押し上げるには、高齢者世帯に向けた取り組みが重要となります。同時に、各市町村は、地域の実情に合わせた住宅の耐震化に取り組んでいく必要があります。

※1 R6能登半島地震の被災市町村に関する住宅関連データ（国土技術政策総合研究所）

図2-7：群馬県内の市町村ごとの高齢化率
（群馬県年齢別人口統計調査結果（R6.10.1）をもとに作成）

【凡例】高齢化率

- 50%以上
- 40%～50%
- 35%～40%
- 30～35%
- ～30%

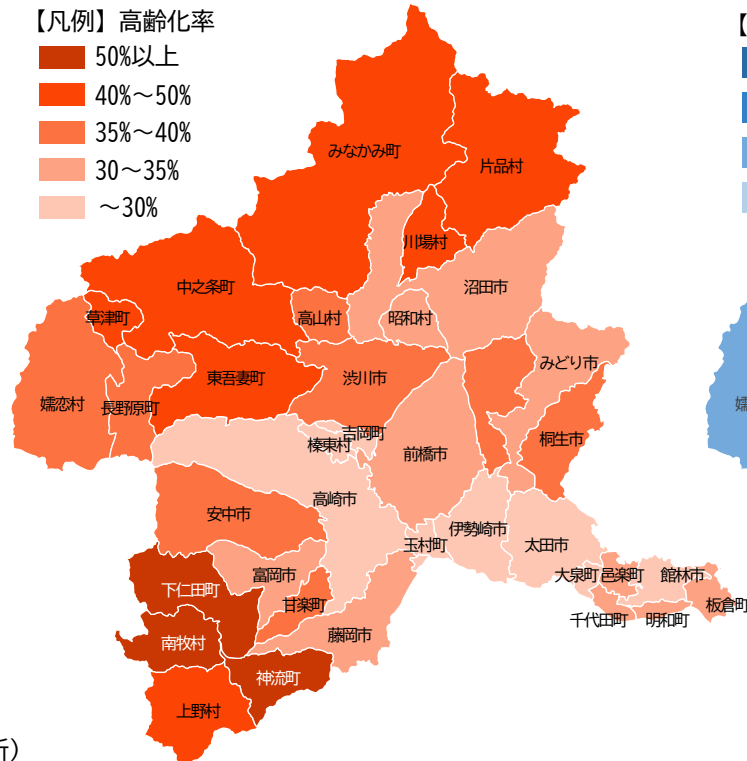
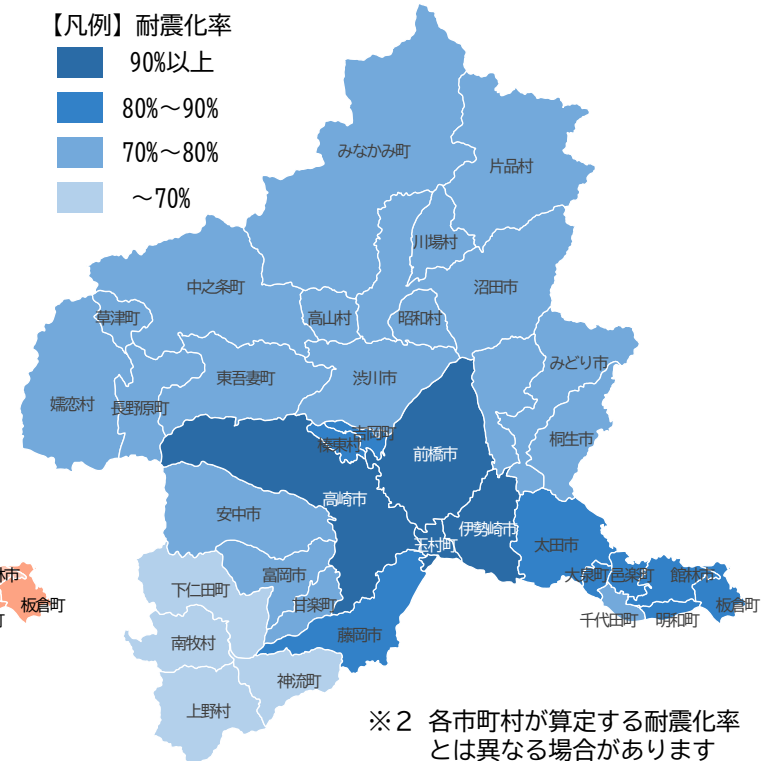


図2-8：群馬県内の市町村ごとの耐震化率
（各市町村の固定資産情報等から群馬県建築課が試算※2・作成）

【凡例】耐震化率

- 90%以上
- 80～90%
- 70～80%
- ～70%



※2 各市町村が算定する耐震化率とは異なる場合があります

Column ▶ 住宅の耐震化率について

住宅の耐震化率は、その地域における全ての住宅戸数のうち「耐震性のある住宅」戸数の割合となります。住宅の耐震化率の主な算定方法には、「住宅・土地統計調査*に基づく方法」と「固定資産課税台帳に基づく方法」がありますが、法令等で定められた方法はなく、各地方公共団体等がそれぞれの方法で耐震化率を算定しています。

群馬県では、国や他の都道府県と同様に「住宅・土地統計調査」の結果に基づき、耐震化率を推計しています。群馬県耐震改修促進計画（2021-2025）（以下「第3期計画」という。）では、平成30年の統計調査をもとに耐震化率を算定していましたが、令和5年に住宅・土地統計調査が実施されたため、本計画では最新の統計データに基づき算定しています。なお、住宅・土地統計調査の結果は、都道府県と一部の市区町村しかデータが公表されていないため、統計データのない市町村は他の方法で耐震化率を算定しています。

「*」はP.38を参照

第3章 耐震化の現状とこれまでの取り組み

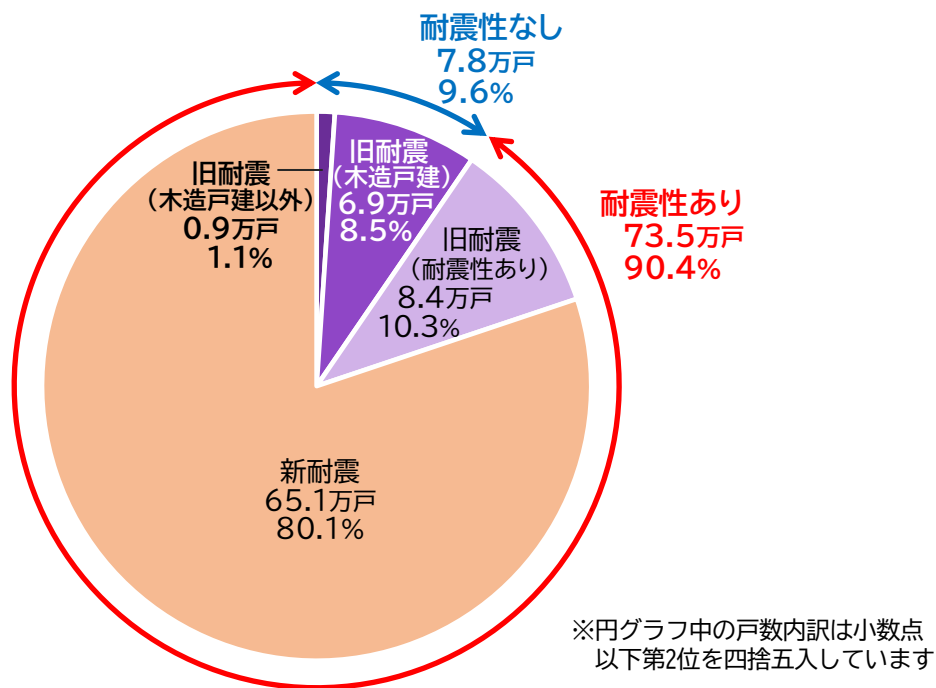
1 「住宅」における耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 耐震化の現状

本県における令和6年度末時点での「住宅」の耐震化の状況は図3-1のとおりです。

住宅の総戸数 約81.2万戸のうち、耐震性がある住宅は約73.5万戸で、耐震化率は90.4%となっています。耐震性のない住宅は約7.8万戸で、そのうち約6.9万戸を木造戸建住宅が占めており、特に木造戸建住宅の耐震化を促進していく必要があります。

図3-1:住宅の耐震化の状況(令和7年3月31日時点)
(令和5年住宅・土地統計調査より推計)

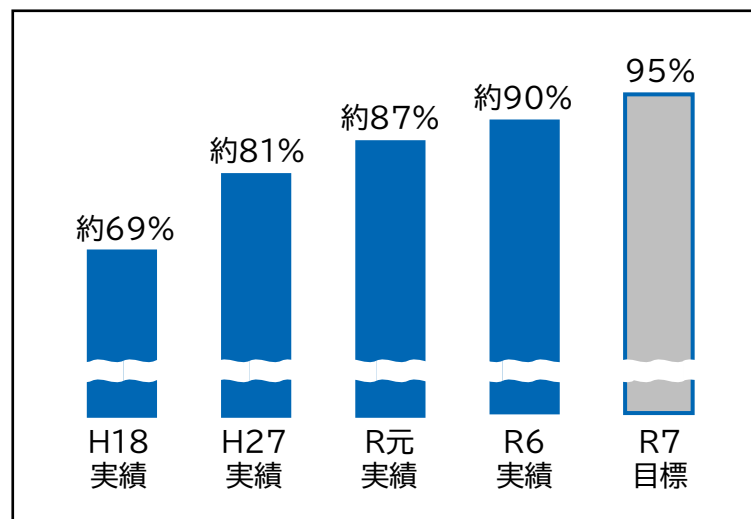


$$\text{住宅の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある住宅 約73.5万戸}}{\text{住宅の総戸数 約81.2万戸}} = 90.4\%$$

■ 耐震化率の推移

住宅の耐震化率の推移は、平成18年度で約69%、平成27年度で約81%、令和元年度で約87%、令和6年度で約90%と徐々に上昇していますが、第3期計画の目標である95%の達成は困難な状況です。

図3-2:住宅の耐震化率の推移と第3期計画の目標



(2) これまでの取り組み

群馬県ではこれまで、目標の耐震化率達成に向け、特に旧耐震基準の木造戸建住宅に重点を置いて耐震化の促進に取り組んできました。第3期計画における主な取り組み内容は以下のとおりです。

ア 木造住宅耐震改修等支援事業

「*」はP.38を参照

木造住宅耐震改修等支援事業は、市町村が耐震性のない木造住宅の耐震改修等に補助を行う場合に、その費用の一部を県が市町村へ補助する事業です。平成25年度から耐震改修への補助を開始し、平成29年度からは、部分改修*や耐震シェルター等*設置といった減災化にかかる補助メニューを追加しました。直近5年間の補助実績と、補助対象となる市町村数（民間補助制度のある市町村数）の状況は下表のとおりです。

表3-1：木造住宅耐震改修等支援事業の補助実績

(単位：件)

補助メニュー	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計	補助対象市町村数
耐震改修	25	27	30	25	32	139	26
部分改修	0	0	0	0	0	0	4
耐震シェルター等設置	0	0	1	0	0	1	13

イ 普及啓発

群馬県ではこれまで、県民向けのパンフレットの作成や出前講座の実施により、耐震改修の重要性や補助制度について普及啓発してきました。また、令和6年度からは、住宅の所有者への直接的な働きかけとして、市町村と連携した戸建住宅の戸別訪問を実施し、耐震対策の啓発や耐震改修の意向調査、補助制度の周知を行っています。

ウ 耐震改修のプレイヤーの育成

群馬県で耐震改修等に取り組む設計士や施工者を育成するために、次の3つの講習会を開催するとともに、講習会修了者の名簿を県ホームページに掲載し、事業者の周知を行ってきました。

- ①平成21年度から実施している「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」では、木造住宅の耐震診断技術者を養成し、令和7年度末時点で901名の技術者を名簿に掲載しています。
- ②耐震改修に関する施工者の知識や技術力向上を図ることを目的に、令和2年度から「木造住宅耐震改修事業者向け講習会」を実施し、令和7年度末時点で35事業者を名簿に掲載しています。
- ③低コスト工法*による耐震改修技術の普及を目的として、同じく令和2年度から実施している「木造住宅低コスト耐震改修講習会」では、低コスト工法の設計者や施工者を養成し、令和7年度末時点で講習会を修了した延べ89名の技術者を名簿に掲載しています。



写真：木造住宅低コスト耐震改修講習会の様子

(3) 住まいの耐震アンケート結果

住まいの耐震化に関する県民の意識等を把握するために、令和7年度に群馬県の在住者を対象としたWEBアンケートを実施しました。アンケート結果の概要は以下のとおりです。（アンケート結果の詳細は資料編 資料5-1 (P.44～)を参照）

アンケート期間：令和7年8月8日～9月5日
実施方法：WEB回答方式
対象者：任意の県内在住者
回答者数：568人

項目①：住宅の耐震基準等に関する認知について

アンケート回答者の約70%が旧耐震基準について知っているとは回答し、約60%が2000年耐震基準について知っているとは回答しています。また、知っているとは回答した人の多くが、その情報源としてテレビや新聞といったマスメディアを回答していることから、大地震が起こるたびに住宅の耐震基準に関する情報が報道されることによって、認知が進んできたと考えられます。一方で、群馬県内で全市町村が実施している耐震診断事業について知っている人は約35%であり、周知が足りていない状況です。

項目②：離れて暮らす家族等への意識について

令和6年元日に発生した能登半島地震では、帰省や旅行で滞在していた多くの人々が地震の被害を受けました。今回のアンケートでは、回答者の住まいだけでなく、離れて暮らす家族等の住まいに関しても調査しました。

回答者のうち、県内外で離れて暮らす家族等がいる人の割合は全体の約35%であり、そのほとんどが、離れて暮らす家族等の住宅に対して「耐震性が不安である」や「帰省した際に耐震性が確保されているか不安である」と回答しています。また、約75%の回答者が、離れて暮らす家族等の住宅に対して、耐震化や減災化を勧めたいと回答しました。

項目③：耐震改修等の意向について

【耐震診断の意向に関して】

旧耐震基準の住宅居住者の約70%が「無料であれば耐震診断を受けたい」又は「多少費用がかかっても受けたい」と回答した一方で、「受けたくない」という人も約10%いました。耐震診断を受けたくない理由には「耐震診断を受けても、耐震改修や建て替えをするつもりがないから」や「知らない人に家に入ってほしくないから」などの回答がありました。

【耐震改修等の意向に関して】

耐震診断の結果、耐震性が不足していた場合の対応について、「部分改修をしたい」と回答した人が約43%で最も多く、次いで「耐震改修したい」「建替したい」「耐震シェルター設置したい」の順に回答があり、多くの人々が減災化（「部分改修」と「耐震シェルター設置」）に関心を持っていることがわかりました。

一方で、「なにもするつもりはない」と回答した人は約20%で、耐震性が不足していても何もしない人が一定数いることがわかりました。

また、回答者の年齢別に結果をみると、対策を行いたいと回答した人のうち、高齢者は「耐震改修したい」の回答割合が多いのに対し、高齢者以外は「建替したい」「除却したい」の回答割合が多い結果となりました。

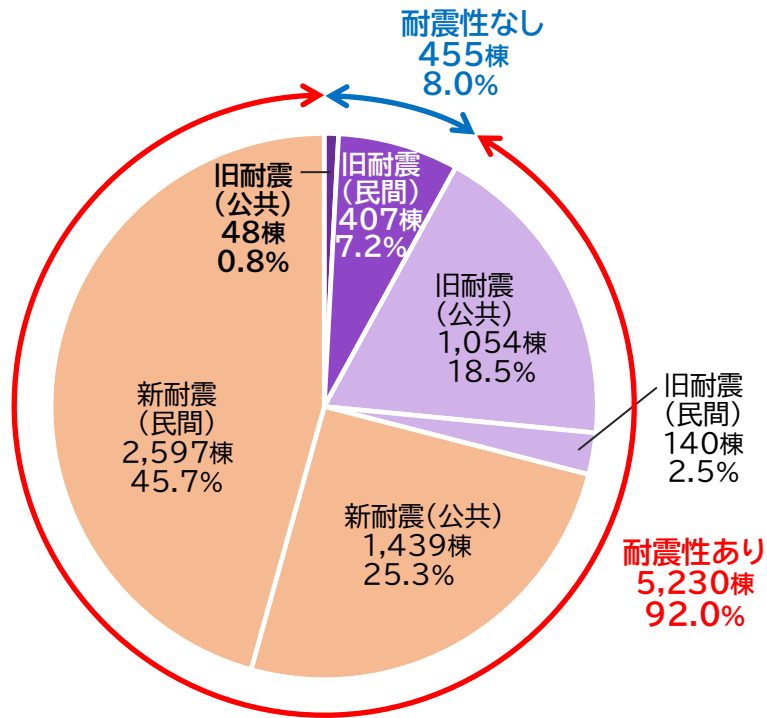
2 「多数の者が利用する建築物」の耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 耐震化の現状

本県における令和6年度末時点での、「多数の者が利用する建築物」（学校、病院、百貨店、ホテル・旅館等で多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の耐震化の状況は図3-3のとおりです。

多数の者が利用する建築物の総棟数5,685棟のうち、耐震性のある建築物は5,230棟で、耐震化率は92.0%となっています。耐震性のない建築物は455棟で、そのうち407棟を民間建築物が占めており、特に民間建築物の耐震化を促進していく必要があります。

図3-3：多数の者が利用する建築物の耐震化の状況（令和7年3月31時点）



$$\text{多数の者が利用する建築物の耐震化率} = \frac{\text{耐震性のある棟数 } 5,230 \text{ 棟}}{\text{総棟数 } 5,685 \text{ 棟}} = 92.0\%$$

■ 用途別の耐震化の状況

建築物の用途別にみると、民間建築物では、集会場等、店舗等及びホテル等の耐震化が遅れており、公共建築物でも同様に、集会場等、店舗等及びホテル等の耐震化が遅れています。

表3-2：用途別の耐震化の状況（令和7年3月31時点）
（単位：%）

用途	耐震化率	
	民間建築物	公共建築物
学校	89.7	99.7
病院等	92.0	100.0
集会場等	86.0	87.7
店舗等	82.1	83.3
ホテル等	71.0	55.6
賃貸共同住宅等	87.0	99.7
福祉施設等	97.2	97.4
公益上必要な建築物	100.0	90.0
その他	86.3	92.8
全体	87.1	98.1

■ 耐震化率の推移

多数の者が利用する建築物の耐震化率は、平成18年度で約62%、平成27年度で約83%、令和元年度で約90%、令和6年度で約92%と徐々に増加していますが、第3期計画の目標である95%の達成は困難な状況です。令和6年度の内訳（前頁表3-2）をみると、公共建築物の耐震化率は約98%まで増加しているのに対して、民間建築物は約87%に留まっており、特に民間建築物の耐震化が急務となっています。

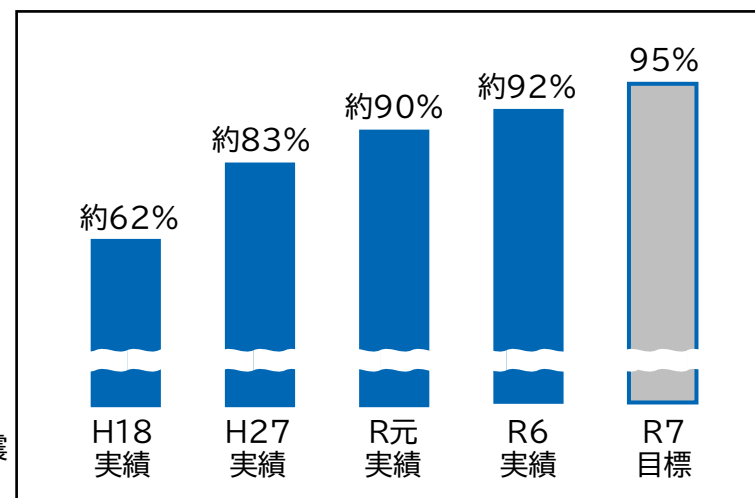


図3-4：多数の者が利用する建築物の耐震化率の推移と第3期計画の目標

(2) これまでの取り組み

群馬県では、多数の者が利用する民間建築物の所有者等に対して、耐震化に関する意識等を把握するためにアンケート調査を実施しました。また、アンケートの実施にあわせて、パンフレットにより耐震化の必要性や耐震診断・耐震改修の実施に関する普及啓発を行いました。

■ アンケート結果の概要

アンケート結果の概要は以下のとおりです。

（アンケート結果の詳細は資料編 資料5-2（P.60～）を参照）

アンケート期間：令和7年9月30日～10月15日
 実施方法：WEB又は紙面回答方式
 対象者：多数の者が利用する建築物の所有者等 388人
 回答者数：152人（回答率：39.2%）

項目①：耐震診断や耐震改修に関する不安や懸念について

耐震診断を実施しない理由として、「工事資金の確保が難しいため」が最も多く、次いで「診断費用がかかるため」という結果でした。

また、耐震改修への不安や懸念についても、「耐震改修の工事資金不足」が最も多く、所有者等の不安や懸念の解消のためには、耐震診断や耐震改修にかかる費用負担軽減の取り組みが必要であるといえます。

項目②：耐震改修の意向について

耐震診断の結果、耐震性が不足していると判定された場合の対応について、耐震改修や建て替え等を実施したいと回答した所有者は約85%でした。このことは、耐震性が不足していることを把握すれば、耐震化につながる可能性があることを示しており、まずは、所有者に耐震診断の実施を促す取り組みが重要であるといえます。

3 「耐震診断義務付け対象建築物」の耐震化の現状とこれまでの取り組み

(1) 耐震化の現状

本県における令和6年度末時点での、「耐震診断義務付け対象建築物」（用途等の詳細はP.3を参照）の耐震化の状況は図3-5のとおりです。耐震診断義務付け対象建築物 190棟のうち、耐震性がある建築物は139棟で、耐震化率は73.2%、耐震性のない建築物は51棟となっています。また、建築物の用途等別の耐震化率は、要緊急安全確認大規模建築物が87.2%、要安全確認計画記載建築物のうち沿道建築物が24.3%、防災拠点が25.0%となっており、特に沿道建築物と防災拠点の耐震化を促進していく必要があります。

図3-5：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の状況
(令和7年3月31日時点)

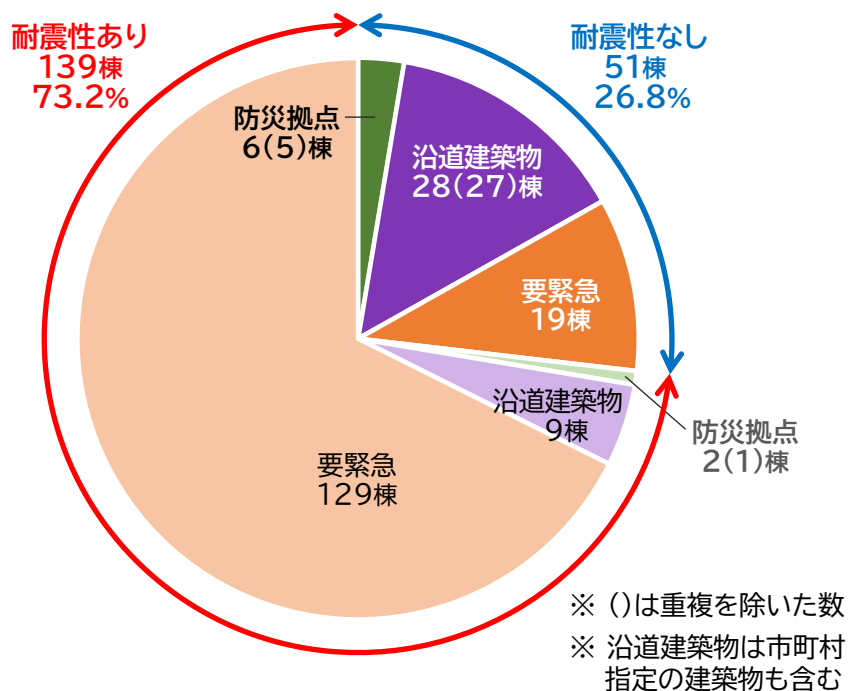


表3-3：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の内訳

建築物の用途等	対象※1 (棟)	耐震性あり (棟)	耐震化率 (%)
耐震診断義務付け対象建築物	190	139	73.2
要緊急安全確認大規模建築物	148	129	87.2
要安全確認計画記載建築物	沿道建築物※2	9(9)	24.3 (25.0)
	防災拠点	8(6)	25.0 (16.7)

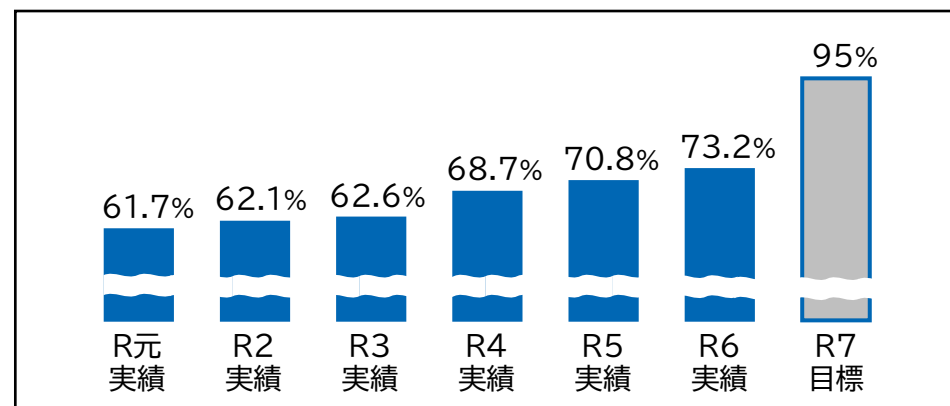
※1 ()内は種別間の重複を除く棟数

※2 前橋市指定の1棟を含む

■ 耐震化率の推移

耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の推移は、図3-6のとおりです。耐震化率は徐々に増加していますが、第3期計画の目標である95%を達成するためには上昇幅が小さく、目標の達成は困難な状況です。

図3-6：耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の推移と第3期計画の目標



(2) これまでの取り組み

群馬県ではこれまで、目標の耐震化率達成に向け、市町村と協力し耐震化の促進に取り組んできました。第3期計画における主な取り組み内容は以下のとおりです。

ア 耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業

耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業は、対象建築物の所有者等に対し、市町村と協調して、耐震補強設計や耐震改修工事等の費用を補助する事業です。補助対象となるのは、要緊急安全確認大規模建築物と、要安全確認計画記載建築物のうち沿道建築物です。直近5年間の補助実績は表3-4のとおりです。

表3-4：耐震診断義務付け対象建築物耐震補強支援事業の補助実績

補助メニュー	建築物種別	補助件数（単位：件）					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	計
耐震診断	沿道建築物	4	4	7	1	0	16
耐震補強設計	要緊急安全確認大規模建築物	0	0	0	0	0	0
	沿道建築物	0	0	0	1	2	3
耐震改修工事	要緊急安全確認大規模建築物	0	1	0	0	1	2
	沿道建築物	0	0	0	0	1	1
件数 計		4	5	7	2	4	22
補助額（単位：千円）		3,575	9,202	7,975	1,215	13,832	35,799

イ 個別訪問

市町村と連携して、ホテル・旅館等の大規模建築物で耐震診断や耐震改修が未実施の所有者等を直接訪問し、耐震改修にかかる補助制度の説明や、耐震化の課題のヒアリング等を行い、早期に耐震改修を実施してもらえよう働きかけを行っています。

4 公共建築物の耐震化の現状とこれまでの取り組み

令和6年度末において、耐震診断義務付け対象建築物となっている公共建築物のうち耐震性が不十分なものは、要緊急安全確認大規模建築物で3棟（県有施設1棟、市町村有施設2棟）、防災拠点で6棟（すべて市町村庁舎・要緊急との重複含む）あります。ただし、県有施設の1棟は、用途廃止により要緊急安全確認大規模建築物から対象外となる見込みです。

また、多数の者が利用する建築物のうち、公共建築物で耐震性が不十分なものは、県有施設が1棟、市町村有施設が39棟あります。（耐震診断義務付け対象建築物を除く。）

県有施設全体でみると、小規模建築物を除く全1,979棟のうち、耐震性がある建築物は1,907棟で、耐震化率は約96.4%となっています。

これまでの取り組みとしては、県有施設の計画的な耐震化の推進を所管部局に働きかけるとともに、設計や工事の発注等に関する技術的な支援を行ってきました。また、天井等の非構造部材の脱落対策やエレベーターの耐震対策についても、所管部局と連携し進めてきました。

5 ブロック塀等の安全対策の現状とこれまでの取り組み

(1) 安全対策の現状

ブロック塀等については、昭和53年の宮城県沖地震や平成30年の大阪府北部地震をはじめとする過去の地震において倒壊事故が発生しており、安全対策の必要性が指摘されてきました。

ブロック塀等は広域に渡り膨大な量が存在しており、その実態を正確に把握することは困難ですが、群馬県地震被害想定調査では、ブロック塀等の倒壊により死者を含む人的被害が想定されており、自然災害による死者をゼロとするためには、建築物だけでなく危険なブロック塀等の安全対策も重要となります。

群馬県及び市町村が管理するブロック塀等については、大阪府北部地震を契機に早急に対策が進められ、令和元年からの5年間で延長30km以上のブロック塀等の安全対策が実施されました。しかし、危険なブロック塀等はまだまだ残されており、引き続き取り組みが必要です。

表3-5：ブロック塀等の倒壊による被害想定（単位：人）

出典：群馬県地震被害想定調査(平成24年6月)

被害の種類	想定地震ごとの被害人数		
	関東平野	太田	片品川
死者	15	9	0
負傷者	532	321	15

関東平野・・・関東平野北西縁断層帯主部による地震

太田・・・・・・太田断層による地震

片品川・・・・片品川左岸断層による地震

(2) これまでの取り組み

ア 危険ブロック塀等の安全対策に対する民間補助事業

群馬県では令和5年度から、市町村が民間の危険ブロック塀等の除却工事に対し補助を行う場合に、その費用の一部を県が市町村へ補助する事業を開始しました。県は市町村に補助の実施を働きかけ、令和7年4月時点で15の市町村が補助制度を創設し、民間への補助により対策を進めています。県補助事業の実績としては、令和5、6年度で計26件の補助を行いました。

また、市町村は、民間補助を実施する際に、通学路など安全対策が必要な道路を市町村の耐震改修促進計画に位置づけ、地域の実情に合わせた対策を進めています。

イ 普及啓発

県及び市町村では、広報紙やホームページ等でブロック塀等の安全対策について周知を行うとともに、学校やPTA、自治会へ安全点検のリーフレットを配布し、普及啓発に取り組んでいます。

ウ 県及び市町村が管理するブロック塀等の安全対策

県有施設のブロック塀等については、国の交付金を活用し計画的に撤去等の対策を進めています。また、市町村に対しても計画的な安全対策の推進の働きかけを行っています。

第4章 耐震化の課題と目標・施策

1 目標設定の考え方と施策の方向性

(1) 目標設定の考え方と主要な目標

本計画における目標設定の考え方は次のとおりです。

目標設定の考え方

- ① 国の基本方針※や群馬県における耐震化の現状を踏まえ目標を設定
- ② 建築物の用途等により耐震化状況の異なる耐震診断義務付け対象建築物は、それぞれ目標を設定

※ 国の目標は、資料編 資料3 (P.42) を参照

表4-1：本計画における主要な目標

建築物の用途等	指標	目標値 (R12年度末)	現状値 (R6年度末)
住宅	耐震化率	95%	90.4%
耐震診断義務付け対象建築物		—	—
要緊急安全確認 大規模建築物	耐震化率	95%	87.6%
要安全確認 計画記載 建築物		耐震性が不十分な ものを半数解消する	31.6%
沿道建築物 (県指定のもの) 防災拠点		耐震性が不十分な ものを解消する	50.0%

(2) 施策の方向性

本計画における施策に取り組むうえでの方向性は、次のとおりです。

施策の方向性

- ① 各建築物の共通課題である所有者等の費用負担軽減に取り組むとともに、所有者等が自発的に耐震対策を進める環境整備に取り組む。
- ② ターゲットや優先順位を定め、効果的な取り組みを実施する。
- ③ 行政や民間事業者、自治会等の地域組織の役割分担と連携により施策を推進する。

Column ▶ 耐震化率算定方法の見直し

本計画では、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化率の算定方法について、建替や除却等による耐震対策も評価されるよう見直します。

■従前の耐震化率

$$= \frac{\text{耐震性のある棟数}}{\text{算定時に耐震診断結果を公表している棟数}} (\%)$$

■本計画における耐震化率

$$= \frac{\text{耐震性のある棟数} + \text{耐震性不足解消棟数}^{\ast}}{\text{耐震診断結果の公表対象棟数}} (\%)$$

(算定時以前に公表対象だったものも含む)

※ 建替・除却等により、耐震診断義務付け対象建築物に該当しなくなった棟数

(参考)算定方法見直しに伴う各建築物における耐震化率の比較

建築物の用途等	算定方法	要緊急安全確認大規模建築物		沿道建築物(県指定のもの)		防災拠点	
		従前	本計画	従前	本計画	従前	本計画
耐震化率(%)	R元	84.1 (127棟 / 151棟)	84.3 (129棟 / 153棟)	23.7 (9棟 / 38棟)	23.7 (9棟 / 38棟)	8.3 (1棟 / 12棟)	8.3 (1棟 / 12棟)
	R6	87.2 (129棟 / 148棟)	87.6 (134棟 / 153棟)	27.8 (10棟 / 36棟)	31.6 (12棟 / 38棟)	25.0 (2棟 / 8棟)	50.0 (6棟 / 12棟)

2 「住宅」の耐震化に関する課題・目標・施策

(1) 課題

ア 住宅所有者等の費用負担

群馬県の過去5年間の耐震改修補助実績によると、耐震改修工事にかかった費用は平均で約260万円となっており、住宅所有者等にとって大きな費用負担は、耐震化を阻害する一番の要因となっています。物価や人件費の上昇に伴い工事費が高騰するなかで、費用負担も増加傾向にあると考えられ、さらなる費用負担軽減の取り組みが重要となります。

イ 高齢者世帯の住宅の耐震化

県が実施したアンケートでは、高齢者世帯ほど古い住宅に住んでいる傾向にありました。住宅が古いほど改修工事にかかる費用は増加するため、高齢者世帯にとっては収入の減少とあわせて、費用負担がより大きな課題であるといえます。また、「改修してもあと何年住むかわからない」といった意識も、高齢者世帯の耐震化を阻害している要因といえます。第2章で説明したとおり、高齢化の進んでいる地域では、住宅の耐震化率が低い傾向にあり、地域の状況に応じて、高齢者世帯の住宅の耐震化を重点的に取り組んでいく必要があります。

ウ 改修工事による生活環境への影響

県で実施した住宅の戸別訪問によるヒアリングでは、耐震改修を行わない理由について、「工事の前に必要となる家具の移動や不要品の廃棄などの片付けをしたくない」、「毎日工事業者に出入りされたくない」、「壁が増えて部屋が暗くならないか心配」といった意見が聞かれました。改修工事に伴う居住環境の変化は、耐震化を阻害する要因になっているといえます。

エ 耐震診断の実施と耐震化への展開

群馬県内の市町村ではこれまで、無料の耐震診断事業を実施してきました。県が実施したアンケートでは、この事業について知らない人が多い一方で、無料であれば耐震診断を受けてみたいという回答者がほとんどを占め、周知が不十分なことで、耐震診断を受けてみたい人が受けられていない可能性があることがわかりました。

また、耐震診断を行い耐震性が不足していることが判明しても、そのあとの耐震改修等につながらないケースが多く、いかに耐震改修等につなげるかが課題となっています。

オ 減災化の促進

費用負担等の理由により耐震化が困難な住宅の所有者等に対して、耐震改修よりも容易に実施できる部分的な耐震改修や耐震シェルター設置といった「減災化」を促進していく必要があります、まず「減災化」対策について多くの方に知ってもらい、実施につなげることが課題となっています。

(2) 目標

ア 住宅の耐震化の目標

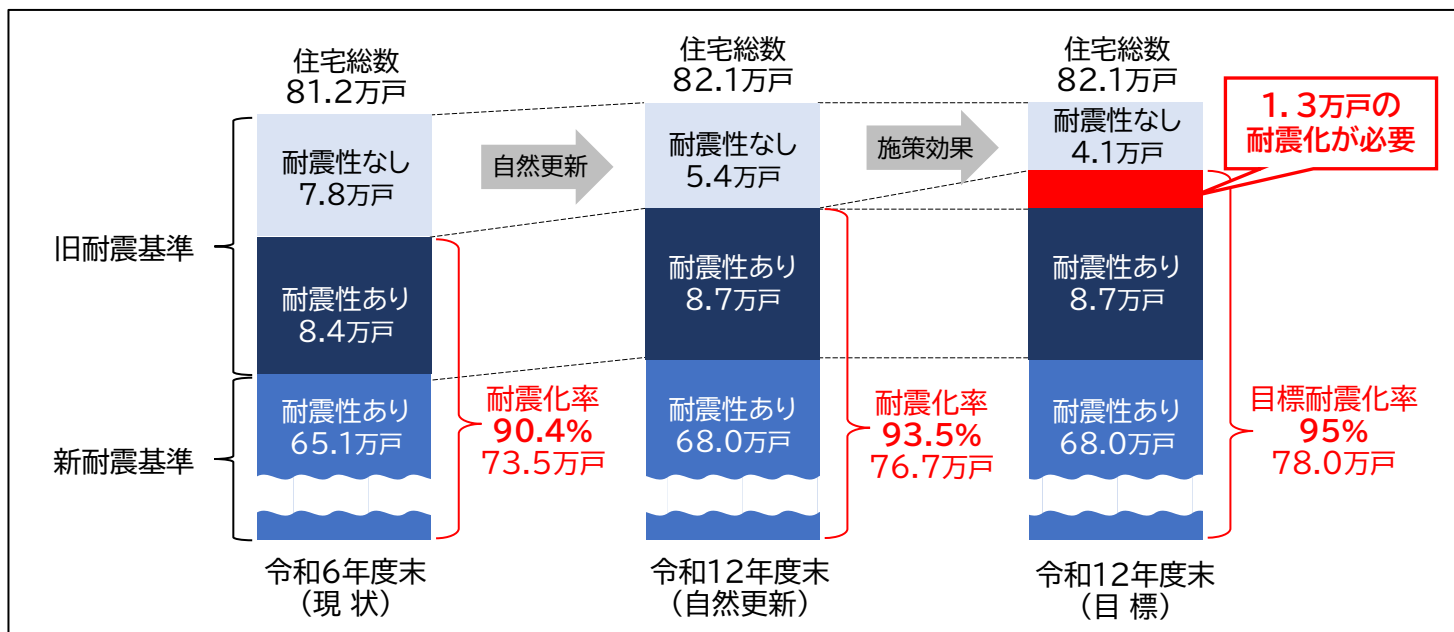
住宅の耐震化の目標は、国の基本方針、現状の耐震化率及び自然更新による耐震化率の推移を踏まえ、次のとおり設定します。

目標 令和12年度末における耐震化率を95%としたうえで、令和17年度末までに耐震性が不十分なものを概ね解消する

今後の住宅戸数の推移を考慮したうえで、住宅の建替や除却による更新がこれまでのペースで進むと仮定した場合、令和12年度末時点で耐震性があると判断される住宅は約76.7万戸となり、自然更新による住宅の耐震化率は約93.5%となる見込みです。

目標の達成のためには、自然更新による耐震化に加えて、施策の実施により令和12年度末までに約1.3万戸の耐震化を図る必要があります。

図4-1：住宅の耐震化の目標と必要な耐震化戸数



イ 市町村補助の実施目標

目標 県内全ての市町村で耐震化又は減災化の補助事業を実施する

減災化も耐震化同様に、工事等にかかる所有者の費用負担が課題となっており、その促進のためには費用負担軽減の取り組みが重要となります。費用負担軽減の取り組みとして、耐震改修補助事業を実施していない町村を中心に減災化補助制度の創設を働きかけ、「県内全ての市町村で耐震化又は減災化の補助を実施する」ことを目標とします。

(3) 住宅の耐震化及び減災化に向けた施策

本計画では、耐震性のない住宅の大部分を占める旧耐震基準の木造戸建住宅に重点を置いた施策を進めます。

ア 耐震診断に関する施策

住宅の耐震化を促進するためには、まず住宅の所有者等が自宅の耐震性について知ることが重要であるため、住宅の耐震診断に関する施策を実施します。

① 耐震診断技術者の育成等

木造住宅の耐震診断技術者の育成を図るため、建築士向けの「木造住宅耐震診断技術者養成講習会」を実施するとともに、講習修了者をインターネット等で公開し、技術者と所有者のマッチングにつなげます。

② 木造住宅耐震診断者派遣事業

県内全市町村で実施している木造住宅耐震診断者派遣事業について、全市町村における事業継続をサポートするために、市町村事業への県費補助や、耐震診断に係る技術的助言等の支援、耐震診断後に耐震改修等につなげるための施策事例の情報提供を行います。

イ 耐震化に関する施策

市町村や民間事業者と連携し、耐震改修工事、建て替え工事及び除却工事の実施を促進します。

① 耐震改修低コスト工法の普及、活用の促進

一般的な耐震改修工事より安価で容易にできる低コスト工法について、住宅所有者等への周知を図り、採用を促します。

また、低コスト工法に関する建築士・施工者向けの講習会を開催し、修了者を事業者リストにしてインターネットで公開することで、事業者の育成と工法の普及に努めます。

さらに、低コスト工法による改修事例の創出を目的としたモデル事業や、低コスト工法の普及をけん引する地域のリーダーの育成について、先進事例を参考にしながら進めていきます。

② 建て替えや除却による耐震化の促進

住宅の耐震化率は、旧耐震基準の住宅の更新（建て替えや除却）により大きく上昇するため、建て替えや除却に対する補助メニューの創設や、住宅メーカー・解体事業者等の民間事業者との連携により、建て替えや除却を促進します。

③ 住宅のリフォームに併せた耐震改修等の促進

住まいの省エネやバリアフリー化などのリフォーム工事や増改築と併せて耐震改修を実施することは、費用や手間を軽減できるという面で所有者にメリットがあります。リフォームを検討する所有者やリフォーム事業者等に対し、耐震対策の必要性や補助制度について周知し、住宅のリフォームに併せた耐震改修等の実施を促進します。

また、市町村のリフォーム補助の機会を捉えて住宅所有者等に耐震診断者派遣事業の利用を促します。

④ 耐震改修事業者の育成等

木造住宅の耐震改修に積極的に取り組む施工者を育成するため、県と市町村で連携して講習会を開催し、施工者の地震環境に関する知識や技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）の向上を図ります。また、耐震改修を検討する所有者等が、安心して頼める施工者を見つけやすいように、この講習会の修了者が勤務する耐震改修事業者のうち、所定のリフォーム制度又はリフォーム団体に加入している耐震改修事業者を、インターネット等で公開します。

⑤ 耐震改修事業者等との連携

耐震相談会の開催による住宅所有者等と耐震改修事業者のマッチング支援や、事業者主催の耐震改修講習会の県後援や職員派遣などにより、事業者との連携を図ります。

ウ 減災化に関する施策

耐震化を行うことが困難な所有者等に対して、部分改修工事や耐震シェルター等の設置を促します。

住宅所有者等にとって、耐震化よりも容易に実施できる減災化の手法は、工事にかかる費用負担や住宅の継続使用の問題で耐震化に積極的でない高齢者世帯に対して有効な減災対策であり、特に高齢者世帯が多く耐震化の進んでいない地域で重点的に取り組みを進めます。

① 部分改修工事の促進

費用や居住環境の変化に対する懸念、また、住宅の大部分を使用していない等の理由で住宅全体の耐震化に踏み切れない所有者等に対して、「部分的な耐震改修」や「段階的な耐震改修」の実施を促します。

② 耐震シェルター設置の促進

耐震シェルター、耐震ベッドや耐震テーブルの設置は、住宅のなかで滞在時間の長い部屋を補強したり、耐震性のある家具を設置することで、建物倒壊時に必要最低限の安全空間を確保し、居住者の命を守る手法です。住宅全体の耐震改修や部分改修よりも比較的安価で容易に実施できるこれらの手法について、普及啓発と実施の促進を図ります。



写真4-1：耐震シェルターの例



写真4-2：耐震ベッド、耐震テーブルの例

工 所有者の費用及び負担軽減対策

① 耐震化・減災化に対する補助

住宅の耐震診断や耐震改修等に要する費用について、住宅所有者等の負担を軽減し耐震改修等の実施を後押しするため、市町村と協調して補助を行うとともに、全ての県民が耐震化や減災化にかかる補助を受けることができるよう、補助制度が未整備の市町村に対する働きかけを行います。

また、所有者がより活用しやすい補助制度となるよう、必要に応じて制度の見直しを検討するとともに、市町村に補助制度の拡充や住宅のリフォーム補助との連携等について検討を促します。

あわせて、所有者等の補助制度の活用を促すために、インターネットや広報誌等を通じて制度の周知を行います。

② 補助金の代理受領制度の普及

耐震改修等にかかる費用に関して、住宅所有者等に代わって建築士や施工者が補助金を受領することのできる代理受領制度の導入を市町村に働きかけます。

この制度の導入により、住宅所有者は補助金を除いた金額の用意のみで耐震化、減災化に取り組めるようになり、施工者等は住宅所有者に営業しやすくなることから、施工者等の積極的な取り組みを誘引することが期待できます。

③ 税の特例措置及び融資制度の情報提供

所有者等の耐震改修の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、耐震改修に係る税の特例措置や融資制度について、様々な機会を捉え情報提供を行います。

④ 高齢者向け耐震化に関する融資制度の普及

国は、高齢者世帯の耐震化を促進するため、住宅金融支援機構の「リ・バース60」※¹を活用した高齢者向け耐震改修融資について、提携金融機関への利子補給を実施することで利用者に対し無利子又は低利子となる優遇制度の普及を進めています。

群馬県でも、高齢者世帯のニーズを把握したうえで、融資制度の普及について検討を行います。

※¹ 住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する、高齢者を対象とした住宅ローン。毎月の支払いは利息のみとし、元金は利用者の死亡時に、担保物件の売却代金などにより一括返済する仕組み。

⑤ 工事中の仮住居の確保支援

住宅所有者等が耐震改修工事等を行うにあたり仮住居の確保が必要となる場合に、特定優良賃貸住宅*等の空き住戸の活用を市町村に促します。

表4-2：特定優良賃貸住宅への住居条件

対象者	耐震改修促進法第19条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い、仮住居を必要とする者
入居特例が適用される条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定優良賃貸住宅の入居者が3か月以上確保できない住戸であること ・ 特定優良賃貸住宅の入居特例の適用が本計画に位置付けられていること ・ 対象者が計画認定建築物である住宅に居住していた者であること ・ 定期建物賃貸借を2年以内に限定すること

「*」はP.38を参照

オ 相談体制の整備及び情報提供の充実

① 情報提供・普及啓発

広報紙、回覧板、パンフレット、ホームページ、SNS、動画配信、新聞やテレビなどのマスコミの活用など、様々な手段で所有者等へ継続的な情報発信を進めていきます。特に、高齢者に情報が届きやすい広報紙、回覧板や新聞等を中心に情報発信するとともに、所有者の親族等を介した普及啓発の方法について検討します。

また、建築物防災週間等にあわせた県民や事業者向けのセミナーや関係団体と連携したイベント開催により、耐震対策の普及啓発に取り組みます。

さらに、ダイレクトメール等による所有者等への直接的な普及啓発を市町村に促します。

② 相談窓口の設置

耐震化・減災化に関する情報提供や各種相談に応じるなど、所有者等が安心して耐震対策に取り組むことができる相談窓口について市町村に設置を促すとともに、「ぐんま住まいの相談センター」を活用し、個別の相談に対応します。

また、市町村や事業者と連携した地域住民向けの相談会を実施します。

③ 戸別訪問・出前なんでも講座

所有者等に対する直接的な普及啓発として、市町村と連携して戸別訪問を行います。

また、地震対策の重要性を周知するための「出前なんでも講座」を県内全域を対象に実施し、特に、高齢化率の高い地域や旧耐震住宅の多い住宅団地での開催を企画することで、ターゲットに合わせた普及啓発を進めます。

④ ハザードマップ等を活用した意識啓発

群馬県地震被害想定調査の結果や、地震を含む災害発生時の避難場所などをまとめた市町村作成のハザードマップなどを活用し、県民が地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう取り組みます。

⑤ 地域住民等に対する普及啓発等

県の木造住宅耐震改修補助を利用して耐震改修を行う工事現場に、耐震改修に係るのぼり旗の設置を行い、地域住民や通行者等に対して耐震改修の普及啓発を行います。

カ 市町村主体の取り組みと県の連携・協力

① 市町村主体の取り組みと県による支援

県は、住宅所有者に身近な市町村に対して、住宅耐震対策の積極的な取り組みを位置付けた「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）」の策定・実行を支援し、市町村主体の取り組みを促進するとともに、地域の実情に合わせた市町村の耐震化・減災化事業の実施に、協力・連携します。

② 技術的サポート

建築技術者のいない町村においても住宅の耐震対策に円滑に取り組めるよう、県が技術的なサポートを実施します。

具体的には、耐震化率の推計、市町村耐震改修促進計画やアクションプログラムの策定・改定、また耐震診断や耐震改修等に関する所有者等からの相談対応への助言等についてサポートを実施します。

キ 新耐震基準木造住宅の耐震性能の確認の促進

2000年（平成12年）以前に建築された新耐震基準の木造建築物においても耐震対策の必要な場合があることから、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認を促進します。

当該木造住宅について、耐震診断よりも効率的に耐震性能を検証する方法である「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（（一財）日本建築防災協会）」を、事業者向け耐震講習会等において、周知するとともに、住宅所有者等に向け、ホームページや相談会での情報発信により、新耐震基準の住宅の耐震性能の確認の必要性について普及啓発します。

3 「多数の者が利用する建築物」の耐震化に関する課題・目標・施策

(1) 課題

ア 耐震診断の実施

県が実施した「多数の者が利用する建築物」（学校、病院、百貨店、ホテル・旅館等で多数の者が利用する一定規模以上の建築物）の所有者向けアンケート調査（資料編 資料5-2（P.60～）を参照）では、建築物の所有者の約7割が耐震診断実施の意向がないことから、まずは耐震診断の実施を促し、建築物の耐震性について把握してもらうことが課題となっています。

イ 所有者の費用負担

建築物の耐震性が不足していた場合の対応について、多くの所有者が耐震改修や建て替え等、何らかの対応を行いたいと考えている一方で、工事にかかる資金確保や資金調達に不安を感じています。アンケートでは、耐震診断を受けない理由について「工事の資金確保が難しいから」という回答が最も多く、耐震診断、耐震改修等を促進するには、所有者の費用負担軽減の取り組みが最も重要であるといえます。

ウ 改修工事による営業等への影響

耐震改修工事により、工事中の建築物の使用制限や、補強による外観や使い勝手の悪化等、営業や生活面での懸念が、耐震化を阻害する要因になっていると考えられます。

エ 普及啓発

アンケートによると、耐震診断をせずに耐震性に問題がないと思っている所有者も一定数いることから、まず、耐震対策に関する正しい知識を普及させることが課題となります。また、耐震改修工事への不安として、耐震改修に必要な金額や工事期間などが分からないことを挙げている所有者も多くいることから、改修工事の具体的な事例に関する情報提供も課題です。

(2) 目標

本計画では、具体的な耐震化率等の数値目標は設定せず、引き続き耐震化を促進することを目標とします。

目標 耐震性が不十分なものを解消するために引き続き耐震化を促進する

(3) 施策

ア 普及啓発

① 広く一般に対する耐震化の必要性に係る普及啓発

行政広報紙やパンフレット、ホームページ、SNS、動画配信、講習会、新聞やテレビなどのマスコミの活用など様々な手段を通じて、建築物の所有者や関係団体等へ継続的な情報発信を進めていきます。

② 所有者に対する直接的な普及啓発

市町村と連携し、耐震性が不十分な建築物の所有者への個別訪問により、耐震診断・耐震改修の実施を促したり、ダイレクトメール等による情報提供を行ったりするなど、ターゲットを定め建築物の耐震化の普及啓発を進めます。また、建築物の所有者等を対象として、市町村や建築関係団体と連携した耐震改修セミナー・相談会等を開催し、耐震改修等の普及啓発を行い、所有者と建築士・施工者をつなげる場を提供します。

また、施設を利用しながらの耐震改修の事例、耐震化の費用の目安、減税・融資制度等の所有者の負担軽減や意欲向上につながる情報提供を行います。

③ 相談体制の構築

県と市町村が連携し、建築物の所有者等に対して、耐震診断・耐震改修に関する情報提供や、個々の建築物の耐震化に関する相談に応じるなど、建築物の所有者が安心して耐震化に取り組むことができる相談体制を構築します。

イ 耐震化の支援

① 費用負担軽減のための取り組み

耐震診断や耐震改修等にかかる所有者の費用負担を軽減するために、補助制度の創設に向けた先行事例の収集や市町村への情報提供などの支援を行います。

② その他の支援

耐震改修等に係る融資制度の拡充や耐震改修工事中の営業支援などについて、関係行政部局と連携して検討します。

ウ 耐震診断者・耐震補強設計者の育成

一般社団法人群馬県建築士事務所協会、一般社団法人群馬建築士会及び市町村と連携して、既存建築物の耐震診断・耐震改修設計、耐震改修工事における現地調査や工事監理手法等に係る講習会の実施に努め、耐震診断や耐震補強設計の知識を持った建築士の育成を図ります。

4 「要緊急安全確認大規模建築物」の耐震化に関する課題・目標・施策

(1) 課題

要緊急安全確認大規模建築物（詳細はP.3を参照）は、多くの施設が補強設計まで実施していますが、工事の実施に至っていません。所有者等へのヒアリングによると、耐震改修費用が高額で資金計画が難しいことや、耐震改修時の営業休止や居ながらの工事に伴う運営計画が難しいことが、耐震化の課題となっています。

また、耐震診断や補強設計後に時間が経過し、所有者や経営者の変更により耐震化の方針が変わってしまったり、設計内容が施設の営業や運営方針と合わなくなってしまうといった課題も生じています。

耐震化の状況を用途別にみると、ホテル・旅館で耐震化が進んでいませんが、課題として次の点があげられます。

- ・増改築を繰返していて構造が複雑なため、その分改修費用がかかる上に工事が難しい。
- ・営業との兼ね合い（休業、営業継続中の工事等）が難しい。
- ・コロナ禍による需要減少や物価高騰の影響で経営状況が芳しくない。

(2) 目標

要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標は、国の基本方針、現状の耐震化率を踏まえ、次のとおり設定します。

目標 耐震化率 95%（令和12年度末）

表4-3：耐震化の目標と目標達成に必要な耐震化棟数

現状の耐震化率 (R6年度末)	目標の耐震化率 (R12年度末)	目標達成に向け 耐震化が必要な棟数
87.6% (134棟/153棟)	95% (146棟/153棟)	12棟

(3) 施策

ア 耐震化の支援

耐震補強設計・耐震改修（建替・除却含む）に要する費用について、建築物所有者の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、市町村と協調して補助を行います。特に耐震性が低い建築物や、地域の実情に合わせ優先的に耐震化すべき建築物のある市町村には、耐震改修補助の拡充を働きかけます。

イ 所有者への継続的な働きかけ

要緊急安全確認大規模建築物については、これまでも市町村と連携し所有者等への個別訪問による働きかけを行ってきましたが、引き続き訪問等による継続的な働きかけ、相談対応、事業進捗管理を行います。また、必要に応じて、施設の経営状況や営業状況にあわせた段階的な耐震改修の実施や、事例や広報等について情報提供を行います。

5 「沿道建築物」（要安全確認計画記載建築物）の耐震化に関する課題・目標・施策

(1) 課題

要安全確認計画記載建築物である沿道建築物（詳細はP.3を参照）は、現状の耐震化率が低く、耐震化しなければならない対象建築物が多く残されている状況です。

要緊急安全確認大規模建築物と同様に、耐震改修費用が高額で資金計画が難しいことや、耐震改修時の営業休止や居ながらの工事に伴う運営計画が難しいことが、耐震化の課題となっています。また、耐震診断結果の報告期限（令和5年3月31日）を過ぎても耐震診断結果を報告しない建築物の所有者への対応も課題となっています。

建築物の所有者等へのヒアリングでは、耐震化に消極的な方が多く、耐震化の必要性や補助制度について丁寧に説明し、耐震化を促進する必要があります。

(2) 目標

沿道建築物の耐震化の目標は、国の基本方針や「第1次国土強靱化実施中期計画」、現状の耐震化率を踏まえ、次のとおり設定します。

目標 耐震性が不十分なものを半数解消する（令和12年度末）

表4-4：耐震化の目標と目標達成に必要な耐震化棟数

現状の耐震化率 (R6年度末)	目標の耐震化率 (R12年度末)	目標達成に向け 耐震化が必要な棟数
31.6% (12棟/38棟)	50% (19棟/38棟)	7棟

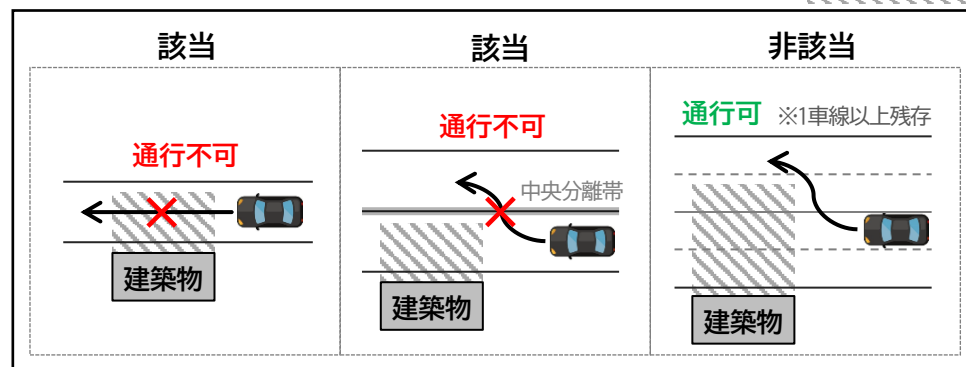
(3) 施策

ア 道路閉塞リスクの高い建築物の優先的な耐震化

沿道建築物は現状の耐震化率が低く耐震化が必要な建築物が多いため、「優先的」に耐震化を進める建築物を選定し、集中的に働きかけや支援を行います。具体的には、大地震により倒壊した沿道建築物が、当該建築物の敷地の接する前面道路を塞ぎ、車両の通行ができなくなってしまう建築物（以下「道路閉塞リスクの高い建築物」という。）を市町村と連携して調査し、それらの建築物の耐震化を優先的に促進します。

図4-2：道路閉塞リスクの高い建築物に該当するもの

建築物倒壊範囲



イ 耐震化の支援

耐震診断、補強設計、耐震改修（建替・除却含む）に要する費用について、建築物所有者の費用負担を軽減し、耐震化を後押しするため、市町村と協調して補助を行います。特に耐震性が低い建築物や、地域の実情に合わせ優先的に耐震化すべき建築物がある場合に、耐震改修補助の拡充を市町村に働きかけます。

ウ 所有者への継続的な働きかけ

市町村と連携し所有者等への個別訪問による働きかけ、相談対応、事業進捗管理を行います。また、補助制度の内容に加え、施設の状況にあわせた段階的な耐震改修の実施、具体的な工法・施工事例等について情報提供を行います。

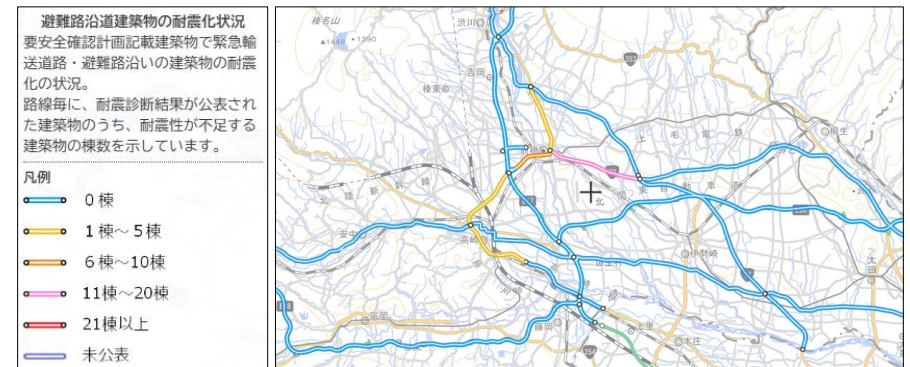
エ 避難路沿道耐震化状況マップ等の活用

避難路沿道の建築物の耐震化状況が確認できる防災マップを国土交通省が作成し、国土地理院が提供する「重ねるハザードマップ」上で閲覧できるようになったことを受け、群馬県のホームページ等での県民向けの情報提供や、市町村と連携した避難路沿道の居住者や事業者等への周知により、地震発生時の災害リスクについて啓発するとともに、避難や防災計画等への活用を促します。

オ 関係部局との連携

大規模災害時に人命救助や物資輸送を速やかに行えるよう、緊急輸送道路や道路啓開*の計画を踏まえた耐震化の促進を検討するなど、道路部局をはじめとした関係部局との連携を図りながら取り組みを進めます。

図4-3：重ねるハザードマップの閲覧イメージ



出典：「重ねるハザードマップポータルサイト」（国土交通省国土地理院）より

「*」はP.38を参照

6 「防災拠点」（要安全確認計画記載建築物）の耐震化に関する課題・目標・施策

（1）課題

防災拠点（詳細はP.3を参照）は、いつ起こるかわからない災害に対応するため早急な耐震化が求められますが、耐震化が必要な建築物はすべて市町村の庁舎であるため、施設の整備方針の合意形成等に時間がかかってしまうことが課題です。

（2）目標

防災上重要な建築物であること、また耐震化が必要な建築物が全て公共建築物であることから、耐震性が不十分なものをすべて解消することを目標とします。

目標 耐震性が不十分なものを解消する（令和12年度末）

表4-5：耐震化の目標と目標達成に必要な耐震化棟数

現状の耐震化率 (R6年度末)	目標の耐震化率 (R12年度末)	目標達成に向け 耐震化が必要な棟数
50.0% (6棟/12棟)	100% (12棟/12棟)	6棟

（3）施策

耐震化の方針や実施計画が決定していない施設管理者に対して、定期的な働きかけを行うとともに、耐震化の進捗管理や技術的な助言を行います。また、耐震改修や建て替えに要する財源の確保について、活用可能な補助制度等に関する情報提供を行います。

7 公共建築物の耐震化に関する課題・施策

（1）課題


要緊急安全確認大規模建築物となっている公共建築物は、防災拠点と同様に、施設の在り方や耐震化方針の合意形成等に時間を要し、早急に耐震化が必要な建築物ほど、計画的な耐震化が難しいことが課題といえます。また、公共施設として、利用者の安全確保や施設の継続利用を図るために、建築物の構造体だけでなく、地震時に人的・経済的被害につながるおそれのある非構造部材や設備機器の耐震対策も課題です。

(2) 施策

ア 建築物の耐震化の推進

公共建築物は、利用者の安全確保だけでなく、地震発生後の災害対策や避難救護を図る重要な役割があります。下表の考え方にに基づき優先順位を決めて耐震化を推進します。

表4-6：公共建築物の耐震化の優先度

耐震改修促進法上の分類	耐震化の進め方	優先度
I 耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物 ・要安全確認計画記載建築物 (防災拠点)	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、最優先で耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定する。 	高い 
II 特定既存耐震不適格建築物 ・多数の者が利用する建築物 ・危険物等を取り扱う建築物 ・避難路沿道建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度までに全ての対象建築物の耐震化が完了するよう、優先的かつ計画的に耐震化を進める。 ・対象建築物のあり方や耐震化の方針が決定していない場合は、早急に決定させる。 ・耐震診断を行っていない場合は、早急に耐震診断を行う。(近く建替・除却・使用停止の予定がある場合は除く) 	
III 既存耐震不適格建築物 (小規模建築物※1を除く) ※1 次のいずれかに該当する建築物 ・木造で階数が2以下かつ延床面積500㎡以下 ・木造以外で階数が1かつ延床面積200㎡以下	<ul style="list-style-type: none"> ・公共建築物の様々な特性を把握し、耐震性能を確保する優先度を評価し、耐震診断を行っていない場合は耐震診断を進め、計画的に耐震化を進める。 (評価項目例：利用状況、利用者属性、災害時の位置付け、活用方針、立地、建築年等) 	

県有施設はこれまで、災害対策拠点機能等の確保の観点や、震災時における被害防止の観点から、役割・用途や規模に応じ優先度を定めて耐震化に取り組んできた結果、主要な建築物の耐震化はおおむね完了しました。

今後は、「多数の者が利用する建築物」1棟の耐震化等を早急に進めるとともに、既存耐震不適格建築物について優先度を評価し、「群馬県公共施設等総合管理計画」及び「群馬県県有施設長寿命化指針」との整合を図りながら、計画的に耐震化を推進します。

また、市町村有建築物についても、表4-6を踏まえ、優先度を付けて計画的に耐震化を進めるよう促します。耐震診断義務付け対象建築物及び多数の者が利用する建築物については、進捗管理や耐震化の働きかけを行い、必要に応じて耐震化の方針等について助言を行います。

イ 天井等の非構造部材の脱落対策

過去、地震時に体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生しており、平成26年に天井の脱落対策に関する新たな基準が施行されました。安全性確保の観点から、その規制を受ける県有建築物の特定天井*について、計画的に脱落対策を進めていきます。また、県有建築物のその他非構造部材の点検を確実にを行い、必要に応じ脱落対策を行います。

〔*〕はP.38を参照

ウ エレベーター等の防災対策改修

過去のエレベーター・エスカレーターの地震被害等を踏まえて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、平成21年及び平成25年に建築基準法施行令及び告示が改正されています。安全性確保の観点から、県有建築物のエレベーターやエスカレーターについて、強化された基準に適合させるよう計画的に防災対策改修を進めていきます。

8 ブロック塀等の安全対策に関する課題・目標・施策

(1) 課題

大阪府北部地震のブロック塀倒壊による死亡事故を契機に、危険なブロック塀等の安全対策が全国的に進められてきました。群馬県では、点検による安全性の確認やブロック塀等の撤去により一定程度安全対策が進みましたが、引き続き、所有者等に対する一層の普及啓発や安全対策を促す必要があります。ただし、ブロック塀等は広域に渡り膨大な量が存在しており、民間所有のものを中心に実態把握が進んでいないことが、安全対策を進める上での課題となっています。

県が実施したブロック塀等の撤去に関するアンケートでは、補助金を活用してブロック塀等を撤去した人のなかで、補助金手続きに関する負担や、補助金額の少なさに不満を抱いている人が見受けられたことから、より活用しやすい補助制度への見直しが課題です。また、アンケートでは、補助事業がブロック塀等の撤去につながっている結果が確認できましたが、補助制度のない市町村も多く、補助を受けられない県民がいるため、市町村の補助制度創設も課題です。（アンケート結果の詳細は資料編 資料5-3 (P.65～)を参照。）

(2) 目標

県有・市町村有のブロック塀等と民間のブロック塀等でそれぞれ目標を設定します。

目 標

【県有・市町村有ブロック塀等】危険なブロック塀等の安全対策を概ね完了する

【民間ブロック塀等】地域における対策が必要なブロック塀等の実態に合わせ、市町村補助制度を創設、拡充する

(3) 施策

ア 所有者の費用負担の軽減

危険なブロック塀等の撤去等に要する費用について、所有者の負担を軽減するため、市町村と協調した補助事業を継続的に実施するとともに、市町村に対して補助制度の創設や拡充に向けた働きかけや情報提供などの支援を行います。

また、市町村に対して所有者等が行う補助手続きの簡素化や、施工業者等による補助手続き代行の促進などについて検討するよう促します。

イ 普及啓発

広報紙やホームページ等において安全点検を周知するとともに、市町村と連携しブロック塀等の倒壊の危険性、点検ポイント及び相談窓口などの情報を掲載したりフレット等を、所有者をはじめとする県民に回覧・配布し、所有者等による安全点検の実施や、危険なブロック塀等の安全確保を促進します。

また、関係団体が開催する技術者向け講習会を支援し、ブロック塀等の正しい施工技術及び補強方法の普及徹底を図ります。

ウ ブロック塀等の実態把握の促進

市町村と自治会・学校等の地域組織が連携した、地域の危険なブロック塀等の実態把握を促進します。実態把握にあたっては、通学路や避難路等優先的な対策が必要な箇所から実施するなど、地域の実情に応じて取り組みを進めることとします。

9 その他の施策

(1) 地震時の被害を軽減するための安全対策

ア 天井等の非構造部材の脱落対策

東日本大震災では、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して甚大な被害が発生しており、建築物の所有者等へ対応が必要な天井の点検や脱落防止措置を促すとともに、適切な補強方法の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

イ エレベーター・エスカレーターの防災対策改修

これまで、地震時にエレベーターが緊急停止し、かご内に人が閉じ込められるなど多くの被害が発生しています。また、東日本大震災によるエレベーターの釣合おもりの脱落やレールの変形、エスカレーターの脱落などの被害事例を受けて、エレベーターやエスカレーターの技術基準等について、建築基準法施行令及び告示が改正されています。

エレベーターやエスカレーターの建築基準法に基づく定期検査などの機会を捉えて、建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう指導します。

また、建物管理者・保守会社等や消防部局との連携による救出・復旧体制の整備などを促進するとともに、地震時のエレベーターの運行方法や閉じ込められた場合の対処方法などについて、建物管理者や利用者に周知を図ります。

ウ 窓ガラスや屋外看板等の落下防止

大規模地震の発生時には、建物の倒壊だけでなく、窓ガラスや屋外看板、外壁等が落下することにより、路上の通行人等に死傷者が発生したり、がれきの大量発生による避難や救援活動の遅延につながる考えられます。

窓ガラスや屋外看板等の落下による危険性をパンフレット等の配布により県民に周知するほか、その設置方法や構造・施工状態の早期点検を促すとともに、ガラス留めとして使用されているシーリング材の改善や屋外看板等の設置補強などに関する普及徹底を図り、必要に応じた改善指導等を行います。

エ 家具の転倒防止

家具が転倒することにより負傷したり、避難や救助の妨げになったりすることが考えられます。住宅内部での身近な地震対策として、家具の転倒防止に関するパンフレット等の配布により県民に周知するとともに、効果的な家具の固定方法の普及徹底を図ります。

(2) 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、宅地耐震化推進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業等の活用を促進します。

第5章 耐震化の促進に向けて

1 耐震化促進のための体制づくり

(1) 基本的な考え方

住宅・建築物の所有者等の自助努力と各主体の連携・役割分担により耐震化を進めます。

ア 住宅・建築物の所有者等が自助努力で耐震化を図る

住宅・建築物の耐震化、減災化の促進のためには、まず、所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。自らの生命や財産は、自らが守ることが大原則であり、自分の住宅・建築物が地域の安全性向上の支障とならないように配慮することが基本です。住宅・建築物の所有者等は、このことを十分に認識して自助努力の下、耐震化を進めることが重要です。

イ 行政は住宅・建築物の所有者等が行う耐震化を支援する

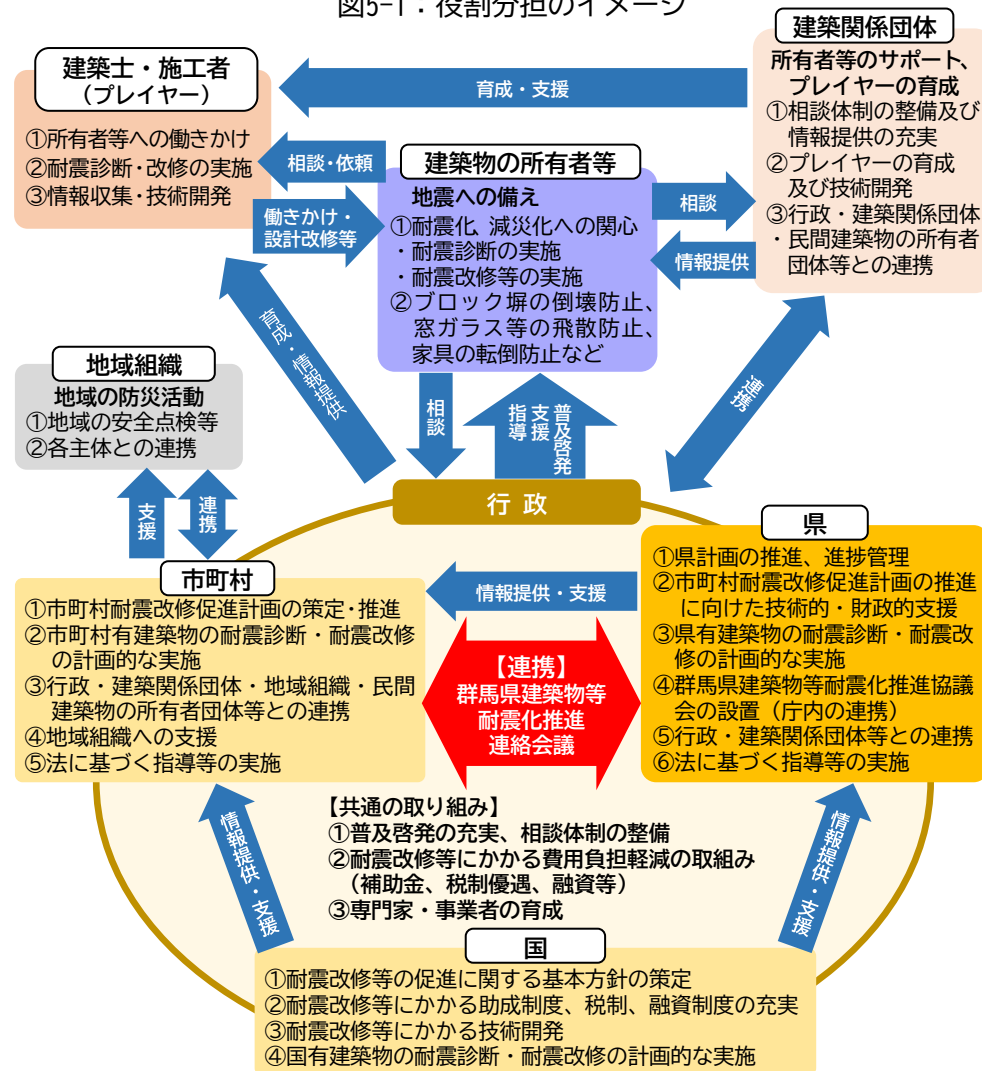
国・県・市町村は、こうした所有者等の取り組みを支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や情報発信、負担軽減のための制度の創設など必要な取り組みを総合的に進めていきます。

ウ 建築士・施工者がプレイヤーとして活躍できる環境整備

国・県・市町村は、建築士・施工者が、住宅や建築物の耐震化のプレイヤーとして活躍できる環境整備を図ります。

(2) 役割分担

図5-1：役割分担のイメージ



(3) 県の関係部局との連携

建築物等の耐震化促進に関する県庁内の役割分担、行政と民間事業者の連携及び役割分担、また総合的かつ効果的な施策の推進について、関係部局が横断的な連携を図り協議するため、群馬県建築物等耐震化推進協議会^{※1}を設置して、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

※1 群馬県の関係課室により構成され、建築物等の耐震化促進に関する庁内の役割分担や、総合的かつ効果的な施策の実施等について協議し、連携を図るための場。

(4) 市町村との連携強化

建築物等の耐震化促進に関する県及び市町村の役割分担や効率的な施策の実施について連携を図りながら、本計画の実効性の確保を図るため、群馬県建築物等耐震化推進連絡会議^{※2}を設置して、耐震施策に係る情報共有や耐震化促進に向けた課題の検討、アクションプログラムによる施策の実施など、定期的な全体会議の開催及び個々の課題に応じた部会の設置等により、建築物等の耐震化を計画的に促進します。

また、県内所管行政庁*により連絡会議を開催し、耐震改修促進法による指導等、建築基準法による勧告又は命令等に関する意見交換、実施方針の協議及び実施状況の共有等を行います。

「*」はP.38を参照

※2 群馬県と県内35市町村の建築主務課により構成され、建築物等の耐震化促進に関する県、市町村の役割分担や、効果的な施策の実施等について協議し、連携を図るための場。

(5) 自治会等地域活動との連携

住宅及び建築物の耐震化は、地域の防災活動の一環と考えられるため、県や市町村は、自治会等の地域組織における防災訓練等の防災活動にあわせ、耐震相談会や講習会を実施するなど、地域との連携を図ります。

2 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

県内各所管行政庁は連携して、次の（１）から（３）のとおり耐震改修促進法に基づく指導等を実施し、住宅及び建築物の耐震化を促進します。

（１）耐震診断義務付け対象建築物

耐震診断義務付け対象建築物について、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表します。

耐震改修促進法第9条の規定に基づく報告の内容の公表については、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければなりません。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者に対して、耐震改修促進法第12条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

（２）指示対象建築物

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表します。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行います。

（３）指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、耐震改修促進法第15条第1項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。

また、耐震改修促進法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第2項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めます。